

改 訂 前	改 訂 後
第3章 地震災害応急対策計画 第5節 被災者生活支援 第1 被災者の把握 ■ 基本事項 1 趣旨 地震による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急並びに復旧対策を推進していくことが必要である。特に、救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援に関わる対策については、被災者状況を十分に把握し、それに基づいた対策を推進していくことが重要である。このため、被災者の把握に関わる業務を積極的に行っていくものとする。 2 留意点 (1) 被災者把握のための調査体制の整備 各関係部局の職員及びボランティア等からなる調査チームを地域別に編成し、各調査チームが調査した事項の調査結果を共用化できるようあらかじめ調査体制を整備しておくこと	第3章 地震災害応急対策計画 第5節 被災者生活支援 第1 被災状況者の把握及び生活再建支援 ■ 基本事項 1 趣 旨 地震による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な災害応急・復旧対策を推進していくことが必要である。特に、避難所の開設・運営、避難者の状況の把握、保健衛生支援、災害救助法の適用、救援物資の供給、応急危険度判定・被害認定調査、り災証明の発行、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金や生活再建支援金の支給など、被災者の避難生活支援や生活再建支援に関わる対策については、被災者の状況を十分に把握するとともに支援体制を確立し、被災者に寄り添った（実情に即した）対策を推進していくことが重要である。 2 留意事項 (1) 避難者の把握 避難者の状況を迅速かつ的確に把握するため、避難所に登録窓口を設置するとともに、避難所以外の場所（自宅、車中、テント等）で生活し、食料や水等のみを受け取りに来ている被

改 訂 前	改 訂 後
もに、調査項目を整理しておく必要がある。 (2) 避難者把握のための窓口の明確化 避難者状況を迅速かつ的確に把握するため、避難所に登録窓口を設置するなどできる限り避難者自身でその所在を明らかにできるよう体制を整備しておく必要がある。 (3) 避難者、疎開者、自宅被災者等の把握 市は、避難場所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難場所で生活せず食事や物資のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。 3 活動項目 1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握 ■ 対策 1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握	災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。 (2) 被災状況者把握のための調査体制の整備 効率的かつ漏れなく住宅及び宅地等の被害調査ができるよう、調査実施方針、各関係部局の職員、他自治体からの応援職員及びボランティア等からなる調査チームの編成、調査実施要領及び資器材の調達等を網羅した被害認定調査計画を作成するとともに、各調査チームが調査した事項の調査結果を共有化できるようなシステムを構築するなど、あらかじめ調査体制を整備しておく必要がある。 (3) 被災者相談窓口の設置及び広報 住民の被災状況の把握を容易にするとともに被災者の生活再建等についての不安を軽減するため、被災者の相談窓口を設置するとともに、市が実施する被害調査並びに罹災証明書の発行、住宅あっせん及び給付金等の生活再建支援策について広報を行う必要がある。 3 対策項目 1 避難所避難者、疎開者、在自宅避難被災者等の把握 2 被災状況把握のための調査 3 リ災証明書の交付 ■ 対策 1 避難者、疎開者、在宅被災者等の把握

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改 訂 前	改 訂 後
(1) 登録窓口の設置-----【市（総務部、市民部）】 発災後、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう登録窓口を設置する。 【登録窓口の設置】 登録窓口：総務部	(1) 登録窓口の設置及び被災者台帳の作成-----【市（総務部、市民部）】 市は、発災後、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう登録窓口を設置する。登録窓口の設置担当は、総務部とする。また、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
(2) 避難者等の調査の実施-----【市（各部）、県】 1) 調査体制の整備 市は、救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定等被災者に関わる事項の調査を効率的に実施できるようあらかじめ調査体制を整備する。	(2) 被災状況把握のための調査-----【県、市（各部）】 1) 調査体制の整備 市は、災害救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定等被災者に関わる事項の調査を効率的に実施できるよう、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き（令和2年3月、内閣府）を参考に、あらかじめ調査体制を整備する。

改訂前	改訂後
【調査体制】 ①調査チームの編成 被災者状況、建物被害等を把握するため、関係部局の職員やボランティア等からなる調査チームを地域別に編成し、調査責任者を定め調査を行う。 ②調査・報告方法の確立 調査用紙、報告用紙を作成し、その周知徹底を図るとともに、調査方法、報告方法についてもあらかじめ定めておくものとする。	【参考】 災害発生から被災者支援施策の実施に至るまでの流れ 被害認定調査の実施に係るフロー 罹災証明書の交付に係るフロー 災害発生 【都道府県】 住家被害の調査及び罹災証明書交付業務に係る市町村向け説明会 【市町村】 調査方針等の決定、実施体制の確立 ①調査計画の策定 ②調査体制の構築（人員確保、応援手配） ③資機材の調達（作業空間、資機材、移動手段） ④研修の実施（DVD、講習会テキスト等） ⑤被災認定調査実施、罹災証明書交付スケジュール等に関する広報 ⑥調査班の編成⑥調査班の編成 ⑦交付方針の決定 ⑧罹災証明書等の様式の設定 【市町村】 住家の被害認定調査 ⑦調査の実施（1）1日の流れの確認（2）伝達ミーティング（3）現地調査（4）情報共有ミーティング（5）調査結果の整理（6）翌日への準備 ※ 罹災から1ヶ月以内を目途に初回調査を実施、罹災証明書を交付 （被災者台帳を作成する場合） 被災者台帳の作成 第2次調査又は再調査実施（被災者から申請・依頼があった場合） 【市町村】 罹災証明書の交付 ⑨罹災証明書の交付（1）申請書の受理（2）判定結果の探索（3）被害程度の確認・再調査依頼が可能である旨の周知（4）罹災証明書の交付（初回） ※ □ は必ず行うべき項目 （2回目以降） 各種被災者支援施策の実施 ①調査計画の作成 効率的かつ漏れなく住宅及び宅地等の被害調査ができるよう、調査実施方針、調査チームの編成、調査実施要領及び資器材の調達等を網羅した被害認定調査計画を作成する。 ②調査チームの編成 各関係部局の職員、他自治体からの応援職員及びボランティア等からなる調査チームを地域別に編成し、調査責任者を定め調査を行う。 ③調査・報告方法の確立 調査用紙、報告用紙を作成し、その周知徹底を図るととも

改 訂 前	改 訂 後
2) 調査の実施 市は、1)に基づき調査を実施する。必要があれば、県に調査を要請する。 3) 調査結果の報告 市は、調査結果を統括し、救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金品の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定について県に対し調査結果を報告する。	に、調査方法、報告方法についても、あらかじめ定めておくものとする。 2) 調査の実施 市の調査チームは、1)に基づき調査を実施する。必要があれば、県に調査を要請する。 3) 調査結果の報告 市の調査チームは、調査結果を統括し、災害救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金品の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定について、関係部局及び県に対し調査結果を報告する。 2 り災証明書の交付-----【県、市(市民部)】 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に災証明書を交付するものとする。 なお、市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するほか、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な

改 訂 前	改 訂 後
	手法により実施するものとする。 また、市では、市民部と建設部等の非常時の情報共有体制について、あらかじめ検討し、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。 県は、災害による住家等の被害の程度の調査や災証明書の交付について、被害の規模と比較して市の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、必要な支援を行うとともに、定期的に、災証明の交付に係る業務のノウハウの提供等を実施する。
第2 避難生活の確保、健康管理 ■ 基本事項 1 趣旨 災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し一時的に收容保護する必要がある。しかしながら、不特定多数の被災者を收容する場合、感染症疾病や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れる。このため、避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していくものとする。	第2 避難生活の確保、健康管理 ■ 基本事項 1 趣 旨 災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し一時的に受入れ保護する必要がある。しかしながら、不特定多数の被災者を受入れる場合、感染症や食中毒の発生及びプライバシー保護の困難性からくる精神不安定などの様々な弊害が現れる。このため、避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していくものとする。

改 訂 前	改 訂 後
2 留意点 (1) 使用可能施設・設備の把握 災害時において、避難所として使用可能な施設及び設備を、あらかじめ把握しておく。特に、避難生活に不可欠なトイレ、手洗い場、床の状態等は詳細に把握し、また、これらについては、避難生活時にも常に把握しておくことが必要である。 (2) 協力体制の確保 大規模な地震が発生した場合、市職員のみでは避難所の運営を行うことが不可能であるため、避難所開設時について、自主防災組織等との協力体制の確保に努めることが必要である。また、避難所に指定されている学校についても、学校長以下教職員の協力体制を確保しておくことが必要である。 (3) 避難者の状態把握 避難所を円滑に運営するため、避難者の人数、性別、年齢、疾病の有無等を把握することが必要である。特に、高齢者等の避難行動要支援者については、病状の悪化等に対応するため、その状態を詳細に把握することが必要である。	2 留意事項 (1) 使用可能施設・設備の把握 災害時において、避難所として使用可能な施設及び設備を、あらかじめ把握しておく。特に、避難生活に不可欠なトイレ、手洗い場、床の状態等は詳細に把握し、また、これらについては、避難生活時にも常に把握しておくことが必要である。 (2) 協力体制の確保 大規模な地震が発生した場合、市職員の被災、参集の遅れ及び膨大な災害対応業務の発生などにより、市職員のみでは避難所の開設・運営を行うことが不可能であるため、避難所の開設・運営について、自主防災組織等との協力体制の確保に努めることが必要である。また、避難所に指定されている学校については、任命権者と協議し、負傷した際の補償等を確保した上で、学校長以下教職員の協力体制を確保しておくことが必要である。 (3) 避難者の状態把握 避難所を円滑に運営するため、避難者の人数、性別、年齢、疾病の有無等を把握することが必要である。特に、高齢者等の要配慮者については、病状の悪化等に対応するため、その状態を詳細に把握することが必要である。

改 訂 前	改 訂 後
3 活動項目 1 避難所の開設・運営 2 避難所生活環境の整備 3 健康管理 4 精神保健、心のケア対策 ■ 対策 1 避難所の開設・運営 (1) 避難所の開設-----【市(各部)】 市は、被害状況により避難所を設置する必要があると認められる時は、次により避難所を開設する。 さらに、市は、高齢者等避難行動要支援者に配慮して、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル等多様な施設の確保に努める。	3 対策項目 1 避難所の開設・運営 2 避難所における生活環境の整備 3 健康管理 4 精神保健、心のケア対策 ■ 対 策 1 避難所の開設・運営 (1) 避難所の開設-----【市(総務部、保健福祉部、教育部)】 市は、発災時に、必要に応じて、避難所及び要配慮者のための福祉避難所の開設を決定し、市民等に周知徹底を図るものとする。 また、指定された避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。 なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、緊急の避難所を近隣市町村に設けることとする。 さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、被災地域外の地域にあるものを含め、公共用地等の活用や旅館・ホテル等を避難所として借り上げ、実質的に福祉避難所として開設するなど、多様な避難所の確保に

改訂前	改訂後
1) 基本事項 ①対象者 ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者 イ 現に災害に遭遇(旅館の宿泊人、通行人等)した者 ウ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者 ②設置場所 ア 避難所としてあらかじめ指定している施設(資料編「避難所一覧」参照) イ 広域避難地等に設置する小屋、テント等の野外収容施設 ③災害救助法による設置費用の範囲及び限度額 ア 費用の範囲 (ア) 賃金職員等雇上費 (イ) 消耗器材費 (ウ) 建物、器物等使用謝金 (エ) 燃料費 (オ) 仮設便所及び炊事場の設置費等 (カ) 衛生管理費 <tr><td> 努めるものとする。 また、市は、避難所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。 なお、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。 1) 基本事項 ①対象者 ア 家が被害を受け、居住の場所を失った者 イ 現に災害に遭遇(旅館の宿泊人、通行人等)した者 ウ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者 ②設置場所 ア 避難所としてあらかじめ指定している施設 イ 広域避難地等に設置する小屋、テント等の野外収容施設 ③災害救助法による設置費用の範囲及び限度額 ア 費用の範囲 (ア) 賃金職員等雇上費 (イ) 消耗器材費 (ウ) 建物の使用謝金 </td></tr>	努めるものとする。 また、市は、避難所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。 なお、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。 1) 基本事項 ①対象者 ア 家が被害を受け、居住の場所を失った者 イ 現に災害に遭遇(旅館の宿泊人、通行人等)した者 ウ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者 ②設置場所 ア 避難所としてあらかじめ指定している施設 イ 広域避難地等に設置する小屋、テント等の野外収容施設 ③災害救助法による設置費用の範囲及び限度額 ア 費用の範囲 (ア) 賃金職員等雇上費 (イ) 消耗器材費 (ウ) 建物の使用謝金
努めるものとする。 また、市は、避難所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。 なお、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。 1) 基本事項 ①対象者 ア 家が被害を受け、居住の場所を失った者 イ 現に災害に遭遇(旅館の宿泊人、通行人等)した者 ウ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者 ②設置場所 ア 避難所としてあらかじめ指定している施設 イ 広域避難地等に設置する小屋、テント等の野外収容施設 ③災害救助法による設置費用の範囲及び限度額 ア 費用の範囲 (ア) 賃金職員等雇上費 (イ) 消耗器材費 (ウ) 建物の使用謝金	

改 訂 前	改 訂 後
イ 限度額 (ア) 基本額 避難所設置費 1 人 1 日当たり 300 円以内 (イ) 加算額 冬季 (10 月～3 月) についてはその都度定める額 ④設置期間 災害発生の日から 7 日以内とする。 ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、県知事の事前承認 (厚生労働大臣の同意を含む。) を受ける 2) 避難所開設の要請 市は、避難所が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。県は、市から要請があった場合、または市からの報告及び被害状況により必要だと認められる場合は、他市町村に対し避難所開設を指示するとともに、野外収容施設の設置に必要な資材の調達を行う。	(エ) 器物の使用謝金、借上費又は購入費 (オ) 光熱水費 (カ) 仮設便所等の設置費 イ 限度額 (ア) 基本額 避難所設置費 1 人 1 日あたり 320 円以内 (イ) 加算額 ⑦冬季 (10 月～3 月) については、その都度定める額 ④福祉避難所の設置のための費用については、当該地域における通常の実費 ④設置期間 災害発生の日から 7 日以内とする。 ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、県知事の事前承認 (内閣総理大臣の同意を含む。) を受ける。 2) 避難所開設の要請 市は、避難所が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。 県は、市から要請があった場合、または市からの報告及び被害状況により必要だと認められる場合は、他市町村に対し避難所開設を指示するとともに、野外収容施設の設置に必要な資材の調達を行う。

改 訂 前	改 訂 後
3) 避難所開設の報告 市は、避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。 【県への報告内容】 ①避難所開設の目的 ②箇所数及び収容人員 ③開設期間の見込み	3) 避難所開設の報告 市は、避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。 ①避難所開設の目的 ②箇所数及び収容人員 ③開設期間の見込み
(2) 避難所の運営-----【市(各部)】 市は、避難所の開設に伴い、職員及び自主防災組織・ボランティアを各避難所に配置し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営を行う。その際、女性の参画を推進し、避難の長期化等必要に応じて男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、公営住宅や空屋等利用可能な既存住宅のあつせん等により避難場所の早期解消に努める。さらに必要があれば、県、近隣市町に対しても協力を要請する。また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても配慮する。 市の要請があった場合、県は職員を派遣するとともに、他市町に対し職員の派遣を指示する。	(2) 避難所の運営管理-----【市(総務部、市民部)】 市は、避難所の開設に伴い、職員及び自主防災組織・ボランティアを各避難所に配置し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営管理を行う。その際、避難者主体の避難所運営体制の構築及び女性の参画を推進し、以下のような男女性の視点を踏まえた運営や避難所の安全性の確保に十分配慮するよう努めるとともに、公営住宅や空き家屋などの利用可能な既存住宅のあつせん等により避難所利用者の早期解消に努める。さらに必要があれば、県、近隣市町に対しても協力を要請する。また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても配慮する。 県は、市の要請があった場合、職員を派遣するとともに、他市町に対し職員の派遣を指示する。 1) 女性の視点を踏まえた運営 ①女性専用の物干し場、授乳室の設置、男女別の更衣室等 ②生理用品・女性用下着等の女性用品の女性による配付

改 訂 前	改 訂 後
(3) 避難所における住民の心得-----【避難住民】 避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、市は平常時から避難所における生活上の心得について、住民に周知を図る。 【避難所における住民の心得】 1) 自治組織の結成とリーダーへの協力 2) ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守 3) 避難行動要支援者への配慮 4) プライバシーの保護 5) その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項 (4) 福祉避難所における支援-----【市(保健福祉部)】 1) 福祉避難所の指定 要援護者は、心身の状態や障がいの種別によっては、避難所の生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、市は、要支援者に配慮した福祉避難所	2) 避難所の安全性の確保 ①防犯と安全・安心を考慮した施設の配置 ②防犯の呼びかけ、防犯ブザーの配布及び巡回警備 (3) 避難所における住民の心得-----【住民】 避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境の悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、市は平常時から避難所における生活上の心得について、市民に周知を図る。 【避難所における住民の心得】 ①自治組織の結成と主体的な運営及びリーダーへの協力 ②正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等への協力 ③ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守 ④要配慮者への配慮 ⑤プライバシーの保護 ⑥その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項 (4) 福祉避難所の開設・運営----- -----【市(保健福祉部)】 1) 福祉避難所の指定 要配慮者は、心身の状態や障がいの種別によっては、一般的な避難スペースでは、避難所の生活に順応することが難し

改 訂 前	改 訂 後
を事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備する必要がある。 2) 福祉避難所の整備 避難生活が長期にわたることも想定し、要援護者が過ごしやすような設備を整備し、必要な物資・機材を確保する。 3) 福祉避難所の周知 市は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に対して周知する。特に、要支援者やその家族、避難支援者に対しては、直接配布するなどして、周知を徹底する。 4) 食料品・生活用品等の備蓄 市は、食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。 5) 福祉避難所の開設 市は、一般の避難所において福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設するものとする。 6) 福祉避難所開設の報告 市は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を	く、症状を悪化させたり、体調を崩したりしやすいので、市は、必要に応じて福祉避難所を事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備する必要がある。 その際、避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやす設備を整備し、必要な物資・機材を確保する。また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定する。 2) 福祉避難所の周知 市は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く市民に対して周知する。特に、要配慮者やその家族、避難支援者に対しては、直接、広報紙を配布するなどして、周知を徹底する。 3) 食料品・生活用品等の備蓄 市は、食料品の備蓄にあたっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。 4) 福祉避難所の開設 市は、一般の避難所において福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設するものとする。 5) 福祉避難所開設の報告 市は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を

改 訂 前	改 訂 後
県に報告する。 ①避難者名簿（名簿は随時更新する） ②福祉避難所開設の目的 ③箇所名、各対象収容人員（高齢者、障がい者等） ④開設期間の見込み 2 避難所生活環境の整備 (1) 衛生環境の維持-----【市(各部)】 市は、被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、入浴の提供を行う。	県に報告する。 ①避難者名簿（名簿は随時更新する。） ②福祉避難所開設の目的 ③箇所名、各対象収容人員（高齢者、障がい者等） ④開設期間の見込み 2 避難所における生活環境の整備 (1) 生活環境の維持-----【市(保健福祉部、市民部、教育部)】 市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、被災者が健康状態を損なわずに生活を維持するために必要な、密集回避を考慮した避難者の収容、各種生活物資及び感染症予防や清潔保持に必要な消毒液・石鹸・うがい薬・マスク・フェースガード等の提供、間仕切りや段ボールベットの設置、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、入浴の提供を行うほか、食事供与の状況等の把握・改善に努めるなどの、必要な対策を講じるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保や、災害応急対策に必要な車両の駐車のためのスペースの確保に努めるものとする。 避難の長期化等必要な場合には、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、季節に応じて扇風機、暖房器具の提供等の暑さ寒さ対策等を講じるよう努めるものとする。 また、やむを得ず避難所以外の場所に滞在する被災者に対

改 訂 前	改 訂 後
(2) 対象者に合わせた場所の確保-----【市(各部)】 市は、避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者用、障がい者用、体調不良者用等対象別に割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。なお、一般の避難所で対応が困難である場合は、必要に応じて市は福祉避難所を設置する。	しても、食料等必要な物資の配布等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。 (2) 避難者の特性に合わせた場所の確保----- -----【市(保健福祉部、教育部)】 市は、避難所の開設にあたり、避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者、障がい者、体調不良者などの避難者の特性を踏まえて居住場所を割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。 なお、一般の避難所で対応が困難である場合は、必要に応じて福祉避難所を設置する。
(3) 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及----- -----【市(保健福祉部、市民部)】 市は、インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがい、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。	(3) 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及----- -----【市(保健福祉部)】 市は、インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染予防のため、手洗い、うがい、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。
3 健康管理 (1) 被災者の健康(身体・精神)状態の把握---【市(保健福祉部)】 【被災者の健康状態の把握】 1) 市は、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所において被災者の健康(身体・精神)状態	3 健康管理 (1) 被災者の健康(身体・精神)状態の把握---【市(保健福祉部)】 1) 市は、避難所において、被災者の健康(身体・精神)状態の把握及び健康相談などの災害時保健活動を実施する。ま

改 訂 前	改 訂 後
の把握及び健康相談を行う。 2) 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討が出来るよう努める。 3) 高血圧や糖尿病等慢性疾患患者の医療の確保や治療の継続を支援し、必要に応じて栄養指導を実施する。 4) エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病等二次的健康障害防止のため水分補給や健康体操等の保健指導を実施する。 5) 継続的内服が必要な者で内服薬を被災により紛失した者等に対し、適切に対応する。 6) 市は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。 7) 市は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。	た、必要に応じ、県に災害時健康危機管理支援チーム（DH E A T）の派遣を要請し、医師及び保健師等で構成する健康管理チームを編成して対応する。 2) 災害時保健活動については、「茨城県災害時保健活動マニュアル」に基づき健康ニーズの把握や継続治療、避難所生活等による生活不活発病等の二次的疾患の予防など、災害発生からの保健活動の各フェイズに応じた活動を実施する。 3) 災害時保健活動で把握した内容や問題等は、災害時保健活動マニュアルに示す記録様式に記載し、その内容等は、チームカンファレンスにおいて、情報の共有と効果的な処遇検討ができるよう努める。
(2) 要支援者の把握-----【市(保健福祉部)】 市は、避難者の中から要支援者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。 (3) 関係機関との連携の強化-【市(保健福祉部)、医療関連機関】	(2) 避難所の感染症対策-----【市(保健福祉部、教育部)】 市は、避難所において、感染症の発生を防止するため、「避難所感染症対策の手引き」を参考に、感染症予防対策を実施する。また、避難所感染症サーベイランスを行い、感染症発生状況を把握して、感染症の拡大防止に努める。 (3) 要配慮者の把握-----【市(保健福祉部)】 市は、避難者の中から要配慮者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。 (4) 防災関係機関との連携の強化-----

改 訂 前	改 訂 後
市は、支援を必要とする高齢者、障がい者等に必要なケアの実施やニーズに応じて介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。 4 精神保健、心のケア対策 (1) 心のケア活動の実施-----【市(保健福祉部)、県】 1) 県は、精神保健福祉センター（以下「センター」という。）及び保健所に開設された心の健康相談窓口について、各種広報媒体を活用し、広報を図ることとしている。 また、県は市の要請もしくは必要に応じ、国や関係団体へ心のケアチームの派遣を要請する。心のケアチームは、巡回相談チーム等と連携し、精神科医療が必要な者への治療にあたりるとともに、カウンセリング等適切な対応を行う。さらに、地域の被災者のケアを行っている職員の精神的ケアを行う。 2) センターは、原則として、精神科医療機関の現況、保健所や市が行う心のケア活動の情報の収集、及び関係者への情報の提供（FAXニュース等）を一元的に行う。 また、センターは、保健所、市、心のケアチーム等との連絡・調整を行うものとし、被災地の保健・医療の現況等に応じた心のケア活動の方針等を示す。 3) 保健所及び市は、連携して次のことを実施する。 ①第1段階 ・心の健康相談、巡回相談チームによる避難所への巡回診	-----【市(保健福祉部)、医療機関】 市は、支援を必要とする高齢者、障がい者等に必要なケアの実施やニーズに応じて介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。 4 精神保健、心のケア対策 県、精神保健福祉センター、保健所、市は連携して心のケア活動を実施する。 (1) 相談窓口 1) 県は、精神保健福祉センター及び保健所に開設された心の健康相談窓口について、各種広報媒体を活用し、広報を図る。 2) 精神保健福祉センターは、心のケアに対する正しい知識の普及を図るため、災害時の心のケアや心的外傷後ストレス障害（PTSD）に関するパンフレット等を作成し、保健所及び市を通じて被災者に配布する。 (2) 精神保健医療体制 1) 県（障害福祉課）は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）調整本部を厚生総務課内に設置し、原則として、精神科医療機関の現状、保健所や市が行う心のケア活動の情報収集、関係者への情報提供（FAX等）を一元的に行う。 また、県（障害福祉課）及び精神保健福祉センターは、DPATと連絡・調整を行い、被災地の保健・医療の現況等に応じた心のケア活動の方針等を示す。DPATは、保健所、

改 訂 前	改 訂 後
療及び訪問活動 ※必要に応じ心のケアチームによる巡回診療 ②第2段階（近隣の精神科医療機関による診療再開） ・継続的な対応が必要なケースの把握、対応 ③第3段階 ・仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動 ・PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応 4) 保健所及び市は、特に、心理サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子ども、障がい者、外国人に対しては十分に配慮するとともに、適切なケアを行う。 5) センターは、心のケアに対する正しい知識の普及を図るため、災害時の心のケアやPTSDに関するパンフレット等を作成し、保健所及び市を通じて被災者に配付する。	市、日赤こころのケアチーム、その他の防災関係機関との連携を図りながら、精神保健医療の支援にあたる。 2) 保健所及び市は、連携して次のことを実施する。 ア フェイズ1～2 ・心の健康相談、DPATによる避難所への巡回診療のサポート及び必要時のDPATとの同行訪問 イ フェイズ3（近隣の精神科医療機関による診療再開） ・継続的な対応が必要なケースの把握、対応、DPATへの情報提供 ウ フェイズ4 ・仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動（必要時同行訪問） ・PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応 3) 保健所及び市は、特に、心理的サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子ども、障がい者、外国人に対しては十分に配慮するとともに、適切なケアを行う。 (3) DPATの派遣要請 県は市の要請もしくは必要に応じ、国や医療関係団体へDPATの派遣を要請する。DPATは、保健師派遣チーム等と連携し、精神科医療が必要な者への治療にあたりとともに、相談、カウンセリング等適切な対応を行う。さらに、被災者のケアを行っている職員の精神的ケアも行う。

改 訂 前	改 訂 後
(2) 精神科救急医療の確保-----【県】 県は、治療の中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者に対して、県精神科病院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、受入可能な医療機関の確認、オーバーベッドの許可、搬送の手続など、入院できるための体制を確保するものとする。 こうした病状の悪化した精神障がい者を受け入れる病床の確保については、各医療機関と調整を行い、保健所、センター等に情報の提供を行う。	(4) 精神科救急医療の確保-----【県】 県は、治療の中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者に対して、県精神科病院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、受入れ可能な医療機関の確認、オーバーベッドの許可、搬送の手続きなど、入院できるための体制を確保するものとする。 こうした病状の悪化した精神障がい者を受け入れる病床の確保については、各医療機関と調整を行い、保健所、精神保健福祉センター等に情報の提供を行う。 (5) 市町村における災害時のこころのケアへの対応 1) 災害後の一過性ストレス反応（急性ストレス障害、ＡＳＤ）や心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）の情報や災害時の心的反応プロセスを、被災者や関係者に周知する。相談機関や相談窓口を明示し、必要な支援が得られるようにする。 2) 災害直後から、見守りの必要があると思われる住民に対して、こころのチェックリスト等を用いてスクリーニングを行う。 3) 医療が必要と判断される場合は、避難所を巡回しているＤＰＡＴの医師等に相談する。また、かかりつけ（精神科）医療機関がある場合は、その精神科医療機関の受診につなげ、その後も継続して支援する。 ■ 資料編 「避難所一覧」

改 訂 前	改 訂 後
第3 ボランティア活動の支援 ■ 基本事項 1 趣旨 大規模な地震災害が発生した場合、震災応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、市及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。 このため、県及び市は、被災者の生活支援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図る。 2 留意点 (1) 被災者ニーズの把握 災害時には、効果的なボランティア活動が行えるよう、被災者のニーズを十分に把握し、ボランティアの活動内容の検討、調整及び派遣について速やかに判断することが必要である。 (2) 行政内部の調整 ボランティアが被災地で収集したニーズを行政サービスに反映されるよう、関係する行政各部局間を調整することが必要である。	第3 ボランティア活動の支援 ■ 基本事項 1 趣 旨 大規模な地震災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、市及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。 このため、県及び市は、ボランティアの協力を得ることにより被災者の生活再建を支援する。 2 留意事項点 (1) 被災者ニーズの把握 災害時には、効果的なボランティア活動が行えるよう、被災者のニーズを十分に把握し、ボランティアの活動内容の検討、調整及び派遣について速やかに判断することが必要である。 (2) 被災者ニーズの行政サービスへの反映 ボランティアが被災地で収集した被災者の支援ニーズを災害対策本部各部及び関係機関等と共有・調整し、行政サービスに反映させるようにすることが必要である。

改 訂 前	改 訂 後																
3 活動項目 1 ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営 2 ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力 ■ 対策 1 ボランティア「受け入れ窓口」の設置・運営 次に記載するボランティアは、一般ボランティアに関する内容であり、医療・語学・アマチュア無線の専門ボランティアについては、次表を参照のこと。 <table> <tr> <th>区 分</th><th>項 目</th></tr> <tr> <td>医療</td><td>第3章 第4節 第5 応急医療 3 後方支援活動 (4) 医療ボランティア活動</td></tr> <tr> <td>語学</td><td>第3章 第5節 第6 避難行動要支援者安全確保対策 3 外国人に対する安全確保対策</td></tr> <tr> <td>アマチュア無線</td><td>第3章 第2節 第1 通信手段の確保 3 アマチュア無線ボランティアの活用</td></tr> </table> (1) 受入体制の確保-----【市（保健福祉部、市社会福祉協議会）】 災害発生後直ちに、市社会福祉協議会に現地本部を設置するとともに、県社会福祉協議会に支援本部を設置して、ボランティアの受入体制を確保する。	区 分	項 目	医療	第3章 第4節 第5 応急医療 3 後方支援活動 (4) 医療ボランティア活動	語学	第3章 第5節 第6 避難行動要支援者安全確保対策 3 外国人に対する安全確保対策	アマチュア無線	第3章 第2節 第1 通信手段の確保 3 アマチュア無線ボランティアの活用	3 対策項目 1 ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営 2 ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力 ■ 対 策 1 ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営 次に記載するボランティアは、一般ボランティアに関する内容であり、医療・語学・アマチュア無線の専門ボランティアについては、次表を参照のこと <table> <tr> <th>区 分</th><th>項 目</th></tr> <tr> <td>医 療</td><td>第3章 第4節 第5 応急医療 3 後方支援活動 (4) 医療ボランティア活動</td></tr> <tr> <td>語 学</td><td>第3章 第5節 第6 避難行動要支援者安全確保対策 3 外国人に対する安全確保対策</td></tr> <tr> <td>アマチュア無線</td><td>第3章 第2節 第1 通信手段の確保 3 アマチュア無線ボランティアの活用</td></tr> </table> (1) 受入れ体制の確保-----【市（保健福祉部、下妻市社会福祉協議会）】 災害発生後、市社会福祉協議会にボランティア現地本部を設置するとともに、県社会福祉協議会にボランティア支援本部を設置して、ボランティアの受入れ体制を確保する。	区 分	項 目	医 療	第3章 第4節 第5 応急医療 3 後方支援活動 (4) 医療ボランティア活動	語 学	第3章 第5節 第6 避難行動要支援者安全確保対策 3 外国人に対する安全確保対策	アマチュア無線	第3章 第2節 第1 通信手段の確保 3 アマチュア無線ボランティアの活用
区 分	項 目																
医療	第3章 第4節 第5 応急医療 3 後方支援活動 (4) 医療ボランティア活動																
語学	第3章 第5節 第6 避難行動要支援者安全確保対策 3 外国人に対する安全確保対策																
アマチュア無線	第3章 第2節 第1 通信手段の確保 3 アマチュア無線ボランティアの活用																
区 分	項 目																
医 療	第3章 第4節 第5 応急医療 3 後方支援活動 (4) 医療ボランティア活動																
語 学	第3章 第5節 第6 避難行動要支援者安全確保対策 3 外国人に対する安全確保対策																
アマチュア無線	第3章 第2節 第1 通信手段の確保 3 アマチュア無線ボランティアの活用																

改 訂 前	改 訂 後
(2) 「受入れ窓口」の運営----- -----【市(保健福祉部、市社会福祉協議会)】 1) ボランティア現地本部における活動内容 市福祉協議会が運営するボランティア現地本部における主な活動内容は、次に示す通りである。 【ボランティア現地本部における主な活動内容】 ①市及び関係機関からの情報収集 ②被災者からのボランティアニーズの把握 ③ボランティア活動用資機材、物資等の確保 ④ボランティアの受付 ⑤ボランティアの調整及び割り振り ⑥関係機関へのボランティア活動の情報提供 ⑦必要に応じて、ボランティアコーディネーターの応援要請 ⑧ボランティア保険加入事務 ⑨関係機関とのボランティア連絡会議の開催 ⑩その他被災者の生活支援に必要な活動 2 ボランティア「受け入れ窓口」との連携・協力 (1) ボランティア現地本部との連携----- -----【市(保健福祉部、市社会福祉協議会)】 市は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時に、コーディネートを担当する職員を配置し市とボランティ	(2) 「受入れ窓口」の運営----- -----【市(保健福祉部、下妻市社会福祉協議会)】 市福祉協議会が運営するボランティア現地本部における主な活動内容は、次に示すとおりである。 ①市及び防災関係機関からの情報収集 ②被災者からのボランティアニーズの把握 ③ボランティア活動用資機材、物資等の確保 ④ボランティアの受付 ⑤ボランティアの調整及び割り振り ⑥防災関係機関へのボランティア活動の情報提供 ⑦必要に応じて、ボランティアコーディネーターの応援要請 ⑧ボランティア保険加入事務 ⑨防災関係機関とのボランティア連絡会議の開催 ⑩情報発信（広報活動） ⑪その他被災者の生活支援に必要な活動 2 ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力 (1) ボランティア現地本部との連携----- -----【市(保健福祉部、下妻市社会福祉協議会)】 市は、災害発生後、保健福祉部に設置されるボランティア「担当窓口」に、コーディネートを担当する職員を配置し、

改 訂 前	改 訂 後
ア現地本部との連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。 (2) ボランティアに協力依頼する活動内容----- -----【市(保健福祉部、市社会福祉協議会)】 ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次の通りとする。 【ボランティアに協力依頼する活動内容】 1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達 2) 避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等） 3) 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等） 4) 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等） 5) その他被災者の生活支援に必要な活動 (3) 活動拠点の提供-----【市(保健福祉部)】 市は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努める。	市とボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。 (2) ボランティアに協力依頼する活動内容----- -----【市(保健福祉部、下妻市社会福祉協議会)】 ボランティアに協力を依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。 ①災害・安否・生活情報の収集・伝達 ②避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等） ③在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介助、食事・飲料水の提供等） ④配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等） ⑤その他被災者の生活支援に必要な活動 (3) 活動拠点の提供-----【市(保健福祉部)】 市は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努めるほか、市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する

改 訂 前	改 訂 後
(4) ボランティア保険の加入促進-----【市(保健福祉部)】 市は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなどボランティア保険への加入を促進するとともに、ボランティア保険の広報、助成に努める。	場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付け、ごみなどの収集・運搬を行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。 (4) ボランティア保険の加入促進-----【市(保健福祉部)】 市は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなどボランティア保険への加入を促進するとともに、ボランティア保険の助成に努める。
第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供 ■ 基本事項 1 趣旨 地震後に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立をうながしていくためには、きめこまやかで適切な情報提供を行う。 また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置するものとする。	第4 被災者のニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供 ■ 基本事項 1 趣 旨 災害時に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくため、きめこまやかで適切な情報提供を行う。 また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置するものとする。

改 訂 前	改 訂 後
2 留意点 (1) 避難行動要支援者への配慮 高齢者、外国人、障がい者等多様な避難行動要支援者の抱える問題は通常より深刻である場合が多いため、ボランティア、救護班等との協力のもと積極的にコンタクトをとるよう努めることが必要である。 (2) 関係機関・団体との連携 震災後の被災者の相談内容は、その人の生活すべての問題にかかわるため、行政のみの体制では十分な対応は困難であることから、日常から関係機関・団体との連携を図ることが必要である。 (3) 的確な情報窓口への振り分け 様々な形で寄せられる問合せに対して、的確な情報窓口への振り分けを行うよう努め、「たらい回し」が発生しないように十分配慮する必要がある。 3 活動項目 1 ニーズの把握 2 相談窓口の設置 3 生活情報の提供	2 留意事項 (1) 要配慮者への配慮 高齢者、外国人、障がい者等多様な要配慮者の抱える問題は通常より深刻である場合が多いため、ボランティア、医療救護班等の協力のもと積極的にコンタクトをとるよう努めることが必要である。 (2) 防災関係機関・団体との連携 発災後の被災者の相談内容は、その人の生活すべての問題に係るため、行政のみの体制では十分な対応は困難であることから、日常から防災関係機関・団体との連携を図ることが必要である。 (3) 的確な情報窓口への振り分け 様々な形で寄せられる問い合わせに対して、的確な情報窓口への振り分けを行うよう努め、「たらい回し」が発生しないように十分配慮する必要がある。 3 対策項目 1 被災者ニーズの把握 2 相談窓口の設置 3 被災者への情報伝達 4 安否情報の提供

改 訂 前	改 訂 後
■ 対策 1 ニーズの把握 (1) 被災者のニーズの把握-----【市(各部)】 市は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。 さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数カ所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。 【予測されるニーズの内容】 1) 家族、縁故者等の安否 2) 不足している生活物資の補給 3) 避難所等の衛生管理(入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等) 4) メンタルケア 5) 介護サービス 6) 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し(荷物の搬入・搬出) (2) 高齢者等避難行動要支援者のニーズの把握----- -----【市(総務部、保健福祉部)】 自力で生活することが困難な高齢者(寝たきり、独居)、障	■ 対 策 1 被災者ニーズの把握 (1) 被災者のニーズの把握----- -----【市(総務部、保健福祉部、市民部)】 市は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。 さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数カ所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。 【予測されるニーズの内容】 ①家族、縁故者等の安否 ②不足している生活物資の補給 ③避難所等の生活環境及び衛生管理(入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等)の改善 ④介護サービスやメンタルケアの実施 ⑤家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し(荷物の搬入・搬出)の支援 ⑥家屋・宅地の被害調査、生活再建支援に関する情報の提供 (2) 要配慮者のニーズの把握-----【市(総務部、保健福祉部)】 自力で生活することが困難な高齢者(寝たきり、独居)、障がい者等のケアニーズの把握については、市職員、民生委

改 訂 前	改 訂 後
がい者等のケアニーズの把握については、市職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの活用等により、ニーズ把握に努める。 【予測されるニーズの内容】 1) 介護サービス(食事、入浴、洗濯等) 2) 病院通院介助 3) 話相手 4) 応急仮設住宅への入居募集 5) 縁故者への連絡 2 相談窓口の設置-----【市(各部)、関係団体】 (1) 総合窓口の設置 市は、(2)に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を速やかに設置し、市、防災関係機関、その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。 この総合窓口は、震災被害の程度及び原子力事故等の複合災害の状況に応じて開設時間を延長するなど、弾力的な運営を行う。 (2) 各種相談窓口の設置	員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの活用等により、ニーズ把握に努める。 【予測されるニーズの内容】 ①介護サービス(食事、入浴、洗濯等) ②病院通院介助 ③話し相手 ④応急仮設住宅への入居募集 ⑤縁故者への連絡 2 相談窓口の設置-----【市(各部)、防災関係機関】 (1) 総合窓口の設置 市は、次の(2)に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を速やかに設置し、市、防災関係機関、その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問い合わせに対して、適切な相談窓口を紹介する。 この総合窓口は、震災被害の程度及び原子力事故等の複合災害の状況に応じて開設時間を延長するなど、弾力的な運営を行う。 (2) 各種相談窓口の設置

改訂前

市は、被災者のニーズに応じて以下の様な相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

表 予想される相談内容・相談窓口

相談内容	
1) 生命保険、損害保険	支払い条件等
2) 家電製品	感電、発火等の二次災害
3) 法律相談	借地借家契約、マンション修復、損害補償等
4) 心の悩み	恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等
5) 外国人	安否確認、震災関連情報等
6) 住宅	仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事
7) 雇用、労働	失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等
8) 消費	物価、必需品の入手
9) 教育	学校
10) 福祉	障がい者、高齢者、児童等
11) 医療・衛生	医療、薬、風呂
12) 廃棄物	ガレキ、ゴミ、産業廃棄物、家屋の解体
13) 金融	融資、税の減免
14) ライフライン	電気、ガス、水道、下水道、電話、交通

改訂後

市は、被災者のニーズに応じて以下の様な相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

設置する相談窓口・相談内容

No	相談窓口	相談内容
①	生命保険、損害保険	支払い条件等
②	家電製品	感電、発火等の二次災害
③	法律相談	借地借家契約、マンション修復、損害補償等
④	心の悩み	恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等
⑤	外国人	安否確認、災害関連情報等
⑥	住 宅	応急危険度判定、被害調査、罹災証明書等の発行、仮設住宅・空き家・公営住宅の情報、復旧工事
⑦	雇用、労働	失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等
⑧	消費	物価、必需品の入手
⑨	教育	学校
⑩	福祉	障がい者、高齢者、児童等
⑪	医療・衛生	医療、薬、風呂
⑫	廃棄物	ガレキ、ごみ、産業廃棄物、家屋の解体
⑬	金融	融資、税の減免
⑭	ライフライン	電気、ガス、水道、下水道、電

改 訂 前		改 訂 後	
15) 手続き	り災証明、死亡認定等		話、交通
16) 複合災害に関する相談	例：原発事故に伴う健康・避難・風評被害等	15 被災時の手続き	り災証明、死亡認定等
		16 複合災害に関する相談	原発事故に伴う健康・避難・風評被害等
3 生活情報の提供 各機関は、被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報を各種媒体を活用して積極的に提供する。		3 被災者への情報伝達 各防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、地震活動の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報など、被災者等に役立つ情報を適切に提供するものとする。 なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、広域避難者等それぞれに配慮した伝達を行うものとする。	
(1) テレビ、ラジオの活用-----【市(総務部)】 テレビ、ラジオ局、CATV 局の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。なお、聴覚障がい者のために文字放送による情報の提供に努める。		(1) テレビ、ラジオの活用-----【市(総務部)】 テレビ、ラジオ局、CATV局の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。なお、聴覚障がい者のために文字放送による情報の提供に努める。	
(2) インターネットメールの活用-----【市(総務部)】 インターネットポータル会社の協力を得て、災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに、防災関係機関は情報の提供に努める。		(2) インターネットメールの活用-----【市(総務部)】 インターネットポータル会社の協力を得て、災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに、防災関係機関は情報の提供に努める。	

改 訂 前	改 訂 後
(3) インターネットの活用-----【市(総務部)】 ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス等を活用して、被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。 (4) ファクシミリの活用-----【市(総務部)】 避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT、電器メーカー等の協力を得て、ファクシミリを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。 (5) 震災ニュースの発行-----【市(総務部)】 様々な生活情報を集約して、新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ、震災ニュースとして、避難所、各関係機関等に広く配布する。 (6) 臨時FM局の設置、運営-----【市(総務部)、放送事業者】 阪神・淡路大震災時に設置された様な臨時FM局を設置し、災害復興・被災者支援の専門局として位置付けて運営する方法も考えられる。 設置にあたっては、NHK 他の技術的協力及びボランティアの企画運営協力を得るものとする。	(3) インターネットの活用-----【市(総務部)】 ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス等を活用して、被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。 (4) F A Xの活用-----【市(総務部)】 避難所に対する文書情報の同時提供のため、N T T、電器メーカー等の協力を得て、F A Xを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。 (5) 災害ニュースの発行-----【市(総務部)】 様々な生活情報を集約して、新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ、災害ニュースとして、避難所、各防災関係機関等に広く配布する。 (6) 臨時F M局の設置、運営----- -----【市(総務部)、日本放送協会、茨城放送】 阪神・淡路大震災時にも設置された臨時のF M局を設置し、災害復興・被災者支援の専門局として位置付け、運営する方法も考えられる。 設置にあたっては、N H K他の技術的協力及びボランティアの企画運営協力を得るものとする。

改 訂 前	改 訂 後
	4 安否情報の提供 市は、被災者の安否情報について照会があった時は、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り回答するよう努めるものとする。 安否情報の適切な提供のために必要と認める時は、関係地方公共団体、消防署、消防団、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとともに、安否情報の提供にあたっては、被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。
第5 生活救援物資の供給 ■ 基本事項 1 趣旨 災害により生活を維持していくために必要な物資の確保が困難になった場合においても、市民の基本的な生活は確保されなければならない。このため、食料、生活必需品、飲料水等の生活救援物資について迅速な供給活動を行うものとする。 2 留意点 (1) 発災時間及びライフライン機能の被害と供給品目との対応	第5 生活救援物資の供給 ■ 基本事項 1 趣 旨 災害により生活を維持していくために必要な物資の確保が困難になった場合においても、市民の基本的な生活は確保されなければならない。このため、食料、生活必需品、飲料水等の生活救援物資について迅速な供給活動を行うものとする。 2 留意事項 (1) 季節及び被災者の状況を踏まえた物資の調達・供給

改 訂 前	改 訂 後
物資の供給にあたっては、災害発生時の季節、時間及びライフライン機能の被害状況を地域別に把握し、状況に即した品目を供給するとともに、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することをふまえ、時宜を得た物資の調達に留意することが必要である。 (2) 避難所等における被災者数及び被災者の状況の把握 避難所等における被災者数及び被災者の年齢構成、健康状態等を把握し、状況に即した品目の選定及び必要数量の設定を行うことが必要である。 (3) 協力体制の確保 直下型地震など被害が一部の地域に限られる災害が発生した場合には、生活救援物資の供給について、地域間の相互応援が必要である。また、広域的な災害においては、都道府県間等広域での相互応援が必要であるため、日頃より、企業との応援協定も含め、窓口の確認など体制を整備しておく必要がある。	物資の供給にあたっては、災害発生時の季節、時間及びライフライン機能の被害状況を地域別に把握し、状況に即した品目を供給するとともに、被災者が求める物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意することが必要である。 夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。 また、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、広域避難者等に対しても物資が提供されるよう努めるものとする。 (2) 避難所等における被災者数及び被災者の状況の把握 避難所等における被災者数及び被災者の年齢構成、健康状態等を把握し、状況に即した品目の選定及び必要数量の設定を行うことが必要である。 (3) 協力体制の確保 直下型地震など被害が一部の地域に限られる災害が発生した場合には、生活救援物資の供給について、地域間の相互応援が必要である。また、広域的な災害においては、都道府県間等広域での相互応援が必要であるため、日頃より、企業との応援協定も含め、窓口の確認など体制を整備しておく必要がある。

改 訂 前	改 訂 後
(4) 通信途絶を想定した調達・供給体制の確保 発災直後は、安否確認等により一般回線等の輻輳が予想されるため、代替手段を含めた通信手段の確保や公的備蓄の強化など、通信途絶時の物資の調達・供給体制の整備を図る必要がある。 3 活動項目 1 食料、生活必需品の供給 2 応急給水の実施 ■ 対策 1 食料、生活必需品の供給 (1) 食料、生活必需品等の給与----- -----【市(総務部、経済建設部)、県、近隣市町】 1) 炊き出しの実施及び食品、生活必需品等の配分 市は、あらかじめ定めた供給計画に基づき、被災者等に対する食料等の供給を行う。 2) 県、近隣市町への協力要請	(4) 通信途絶を想定した調達・供給体制の確保 発災直後は、安否確認等により一般電話回線等の輻輳が予想されるため、代替手段を含めた通信手段の確保や公的備蓄の強化など、通信途絶時の物資の調達・供給体制の整備を図る必要がある。 (5) 災害時支援物資提供体制の構築 上記の課題を踏まえ、災害時に、各指定避難所における避難者等のニーズを迅速に把握し、適時、的確に物資を供給するための仕組みを構築する必要がある。 3 対策項目 1 食料、生活必需品等の供給 2 応急給水の実施 ■ 対策 1 食料、生活必需品等の供給 (1) 食料、生活必需品等の給与----- -----【県、市(総務部、経済部)、他市町村】 1) 炊き出しの実施及び食品、生活必需品等の配分 市は、あらかじめ定めた供給計画に基づき、被災者等に対する食料等の供給を行う。 2) 県、近隣市町への協力要請

改 訂 前	改 訂 後
市は、多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等による食料、生活必需品の給与の実施が困難と認めたときは、県及び災害時相互応援に関する協定に基づき、近隣市町に炊き出し等について協力を要請する。県は、市から食料の給与要請を受けたときは、次により措置を講ずる。 【県への協力要請】 ①日赤奉仕団、自衛隊等への応援要請 ②集団給食施設への炊飯委託 ③調理不要なパン、おかゆ等の供給 3) 品目 ア 食料 米穀（米飯を含む）、パン及びおかゆ等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。 イ 生活必需品等 ①寝具（毛布等） ②日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティシュペーパー、ウェットティシュ、紙おむつ等） ③衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等） ④炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）	市は、市域に多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等による食料、生活必需品等の給与の実施が困難と認めた時は、県及び災害時相互応援に関する協定に基づき、近隣市町に、炊き出し等について協力を要請する。県は、市から食料の給与要請を受けた時は、次により措置を講ずる。 ①日赤奉仕団、自衛隊等への応援要請 ②集団給食施設への炊飯委託 ③調理不要なパン、おかゆ等の供給 3) 供給品目 ア 食料 パックごはん、おにぎり、弁当、パン、ビスケット・クッキー、即席めん、味噌汁・スープ、レトルト食品、缶詰、乳児用粉ミルク・液体ミルク、飲料水等 イ 生活必需品等 ①寝具（毛布等、段ボール製ベッド・シート・間仕切り） ②日用品雑貨（消毒液、石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、マウスウォッシュ、フェースガード、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティシュペーパー、ウェットティシュ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、おしりふき、使い捨てカイロ、マスク、ガムテープ） ③衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴、雨具等）

第3章 地震災害応急対策計画

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改 訂 前	改 訂 後
⑤食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等） ⑥光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、L P ガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等） ⑦その他（ビニールシート等）	④炊事用具（鍋、釜、やかん、ケトル、包丁、缶切等） ⑤食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等） ⑥光熱材料（発電機、ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、L P ガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等） ⑦その他（ビニールシート、仮設トイレ、土嚢袋等）
(2) 食料集積地の指定及び管理-----【市(教育部)】 1) 食料集積地の指定 市は、あらかじめ定めた食料の集積地を活用し、調達した物資の集配を行う。 2) 集積地の管理 市は、物資の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理の万全を期す。また、効率的な管理を行うため、トラック協会等との災害時応援協定に基づき、フォークリフト、パレット等の資機材や物流専門家等必要な人材を確保するとともに、積込みに際しては、ボランティア等の活用を図る。	(2) 集積地の指定及び管理-----【市(教育部)】 1) 集積地の指定 市は、あらかじめ定めた集積地を活用して速やかに地域内輸送拠点を開設し、避難所までの輸送体制を確保して、調達した物資の集配を行う。 2) 集積地の管理 市は、物資の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品等の管理の万全を期す。また、効率的な管理を行うため、トラック協会等との災害時応援協定に基づき、フォークリフト、パレット等の資機材や物流専門家等必要な人材を確保するとともに、積込みに際しては、ボランティア等の活用を図る。
2 応急給水の実施-----【市(経済建設部)】 市は、給水状況や住民の被害状況など必要な情報を把握し、次に示す応急給水の行動指針に基づき応急給水を実施す	2 応急給水の実施-----【県、市(建設部)】 市は、給水状況や住民の被害状況など必要な情報を把握

改 訂 前	改 訂 後
る。 【応急給水の行動指針】 ・被災者が求める給水量は、経時的に増加するので、それに 応じた供給目標水量を設定すること ・保管上の注意事項の広報等、応急給水された水の衛生の確 保の方策を盛り込むこと ・下妻市等が果たす役割、他の公共機関が果たす役割、自治 会等による住民相互の協力やボランティア活動に期待す る役割を定めること ・高齢者等の避難行動要支援者や中高層住宅の住人等が行 う水の運搬への支援方策を盛り込むこと ・継続して多量の給水を必要とする救急病院等の施設を明 らかにすること ・応急給水実施時に行うべき広報について、給水の場所や時 間等の内容及び文字情報等の迅速かつ確実に伝達できる 方法を明らかにすること (1) 応急給水資機材の調達 下妻市は、あらかじめ定めた給水計画に基づき、必要とな る応急給水資機材等の調達を実施する。被害状況により必要 と認められる場合は、県に調達を要請する。	し、次に示す応急給水の行動指針に基づき、応急給水を実施 する。 ①被災者が求める給水量は、経時的に増加するので、そ れに応じた供給目標水量を設定すること ②保管上の注意事項の広報等、応急給水された水の衛生 の確保の方策を盛り込むこと ③市等が果たす役割、他の公共機関が果たす役割、自治 区等による住民相互の協力やボランティア活動に期待 する役割を定めること ④高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住人等が行う水の 運搬への支援方策を盛り込むこと ⑤継続して多量の給水を必要とする救急病院等の施設を 明らかにすること ⑥応急給水実施時に行うべき広報について、給水の場所 や時間等の内容及び文字情報等の迅速かつ確実に伝達 できる方法を明らかにすること (1) 応急給水資器材の調達 市は、あらかじめ定めた給水計画に基づき、必要となる応 急給水資機材（給水タンク、ポリ容器、浄水器等）等の調達 を実施する。被害状況により必要と認められる場合は、県に 調達を要請する。

改訂前	改訂後																																								
(2) 応急給水活動の実施 1) 活動内容 下妻市は、給水拠点において応急給水を実施する。給水拠点からの輸送は、下妻市の保有車及び調達車両等によって行うものとする。 また、下妻市は、配水池や飲料水兼用耐震貯水槽の水を有効利用し、給水車等により応急給水を実施する。 県は、市から要請があった場合または県が必要と認める場合は、関係機関に支援を要請する。 2) 給水基準 1 人 1 日 3 リットル 表 応急給水の目標 <table><tr><th>地震発生からの期間</th><th>目標水量</th><th>市民の水の運搬距離</th><th>主な給水方法</th></tr><tr><td>～3 日</td><td>3 ℓ/人・日</td><td>概ね 1km 以内</td><td>耐震貯水槽、タンク車</td></tr><tr><td>～10 日</td><td>20 ℓ/人・日</td><td>概ね 250m 以内</td><td>配水幹線付近の仮設給水栓</td></tr><tr><td>～15 日</td><td>100 ℓ/人・日</td><td>概ね 100m 以内</td><td>配水支線上の仮設給水栓</td></tr><tr><td>～21 日</td><td>被災前給水量 250 ℓ/人・日</td><td>概ね 10m 以内</td><td>仮配管からの各戸給水共用栓</td></tr></table> (注) 医療施設、避難所、災害対策本部拠点等の重要施設への給水は、地震発生直後から確保する。 3) 給水拠点及び給水能力	地震発生からの期間	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法	～3 日	3 ℓ/人・日	概ね 1km 以内	耐震貯水槽、タンク車	～10 日	20 ℓ/人・日	概ね 250m 以内	配水幹線付近の仮設給水栓	～15 日	100 ℓ/人・日	概ね 100m 以内	配水支線上の仮設給水栓	～21 日	被災前給水量 250 ℓ/人・日	概ね 10m 以内	仮配管からの各戸給水共用栓	(2) 応急給水活動の実施 1) 給水的手段 市は、給水拠点において応急給水を実施する。給水拠点からの輸送は、下妻市の保有車及び調達車両等によって行うものとする。 また、市は、配水池や飲料水兼用耐震貯水槽の水を有効利用し、給水車等により応急給水を実施する。 県は、市から要請があった場合または県が必要と認める場合は、防災関係機関に支援を要請する。 2) 給水基準 1 人 1 日 3 リットルを基準とし、次の応急給水目標に基づき給水を行う。 応急給水の目標 <table><tr><th>地震発生からの期間</th><th>目標水量</th><th>市民の水の運搬距離</th><th>主な給水方法</th></tr><tr><td>～3 日</td><td>3 ℓ/人・日</td><td>概ね 1 km 以内</td><td>耐震貯水槽、タンク車</td></tr><tr><td>～10 日</td><td>20 ℓ/人・日</td><td>概ね 250m 以内</td><td>配水幹線付近の仮設給水栓</td></tr><tr><td>～21 日</td><td>100 ℓ/人・日</td><td>概ね 100m 以内</td><td>配水支線上の仮設給水栓</td></tr><tr><td>～28 日</td><td>被災前給水量 250 ℓ/人・日</td><td>概ね 10m 以内</td><td>仮配管からの各戸給水共用栓</td></tr></table> (注) 医療施設、避難所、災害対策本部拠点等の重要施設への給水は、地震発生直後から確保する。 3) 給水拠点及び給水能力	地震発生からの期間	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法	～3 日	3 ℓ/人・日	概ね 1 km 以内	耐震貯水槽、タンク車	～10 日	20 ℓ/人・日	概ね 250m 以内	配水幹線付近の仮設給水栓	～21 日	100 ℓ/人・日	概ね 100m 以内	配水支線上の仮設給水栓	～28 日	被災前給水量 250 ℓ/人・日	概ね 10m 以内	仮配管からの各戸給水共用栓
地震発生からの期間	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法																																						
～3 日	3 ℓ/人・日	概ね 1km 以内	耐震貯水槽、タンク車																																						
～10 日	20 ℓ/人・日	概ね 250m 以内	配水幹線付近の仮設給水栓																																						
～15 日	100 ℓ/人・日	概ね 100m 以内	配水支線上の仮設給水栓																																						
～21 日	被災前給水量 250 ℓ/人・日	概ね 10m 以内	仮配管からの各戸給水共用栓																																						
地震発生からの期間	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法																																						
～3 日	3 ℓ/人・日	概ね 1 km 以内	耐震貯水槽、タンク車																																						
～10 日	20 ℓ/人・日	概ね 250m 以内	配水幹線付近の仮設給水栓																																						
～21 日	100 ℓ/人・日	概ね 100m 以内	配水支線上の仮設給水栓																																						
～28 日	被災前給水量 250 ℓ/人・日	概ね 10m 以内	仮配管からの各戸給水共用栓																																						

改 訂 前	改 訂 後
資料編「給水拠点」を参照する。 (3) 検査の実施-----【市(経済建設部)、県】 下妻市は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など、井戸水等を飲用しなければならない場合は、飲用の適否を調べるための検査を行う。検査を行うことができない場合は、県に検査の実施を要請することができる。 県は、市から要請があった場合または県が必要と認める場合は、衛生研究所において検査を実施する。 ■資料編 「給水拠点」	資料編「給水拠点」を参照する。 (3) 検査の実施-----【市(建設部)、県】 市は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など、井戸水等を飲用しなければならない場合は、飲用の適否を調べるための検査を行う。検査を行うことができない場合は、県に検査の実施を要請することができる。 県は、市から要請があった場合または県が必要と認める場合は、検査機関に検査を依頼する。 ■ 資料編 「給水拠点」 ■ 資料編 「備蓄物資・場所一覧」
第6 避難行動要支援者安全確保対策 ■ 基本事項 1 趣旨 地震災害時には、避難行動要支援者は自力では避難できないことや、視聴覚や音声・言語機能の障がいからの確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険な、あるいは不安な状態に置かれることとなる。 このため、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提	第6 要配慮者安全確保対策 ■ 基本事項 1 趣 旨 災害時には、要配慮者は自力では避難できないことや、視聴覚や音声・言語機能の障がいからの確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険な、あるいは不安な状態に置かれることとなる。 このため、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提

改 訂 前	改 訂 後
供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で避難行動要支援者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。 2 留意点 (1) 状況把握の早期実施 在宅や避難所で生活する避難行動要支援者への安全確保対策を的確に行えるよう、状況把握を早期に行うことが必要である。 (2) 行政と地域住民及びボランティア等との協力体制の確保 避難行動要支援者に対する応急救助活動の実施にあたっては、地域住民やボランティア組織等、地域全体での協力体制を確保する必要がある。 3 活動項目 1 社会福祉施設入居者等に対する安全確保対策 2 在宅避難行動要支援者に対する安全確保対策 3 外国人に対する安全確保対策	供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。 2 留意事項 (1) 要配慮者への配慮 市は、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、自宅や避難所等で生活する避難行動要支援者の安全確保に努めるとともに、避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への入居にあたって、要配慮者へ十分配慮するものとする。特に、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への高齢者の優先入居、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努め、情報提供についても十分配慮するものとする。 (2) 行政と地域住民及びボランティア等との協力体制の確保 要配慮者に対する応急救助活動の実施にあたっては、地域住民やボランティア組織等、地域全体での協力体制を確保する必要がある。 3 対策項目 1 社会福祉施設入居者等に対する安全確保対策 2 在宅要配慮者に対する安全確保対策 3 外国人に対する安全確保対策

改 訂 前	改 訂 後
■ 対策 1 社会福祉施設入居者等に対する安全確保対策 (1) 救助及び避難誘導----- -----【市(保健福祉部)、社会福祉施設等管理者】 施設等管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。 市は、施設等管理者の要請に基づき、必要な援助の内容を把握し、速やかに援助のために必要な連絡調整を行う。また、援助可能な社会福祉施設及びボランティア組織等にも協力を要請する。 (2) 搬送及び受け入れ先の確保----- -----【市(保健福祉部)、社会福祉施設等管理者】 施設等管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。 市は、施設等管理者の要請に基づき、関係機関と連携し、安全に搬送するための救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設及び他の社会福祉施設等受入れ先を確保する。 (3) 食料、飲料水及び生活必需品等の調達----- -----【市(総務部、経済建設部)、社会福祉施設等管理者】 施設等管理者は、食料、飲料水、生活必需品等についての	■ 対 策 1 社会福祉施設入居者等に対する安全確保対策 (1) 救助及び避難誘導----- -----【市(保健福祉部)、社会福祉施設等管理者】 施設等管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。 市は、施設等管理者の要請に基づき、必要な援助の内容を把握し、速やかに援助のために必要な連絡調整を行う。また、援助可能な社会福祉施設及びボランティア組織等にも協力を要請する。 (2) 搬送及び受入れ先の確保----- -----【市(保健福祉部)、社会福祉施設等管理者】 施設等管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入れ先の確保を図る。 市は、施設等管理者の要請に基づき、防災関係機関と連携し、安全に搬送するための救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設及び他の社会福祉施設等受入れ先を確保する。 (3) 食料、飲料水及び生活必需品等の調達----- --【市(総務部、経済部、建設部)、社会福祉施設等管理者】 施設等管理者は、食料、飲料水、生活必需品等についての

改 訂 前	改 訂 後
必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、市に対し応援を要請する。 市は、施設等管理者の要請に基づき、食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。 (4) 介護職員等の確保----- -----【市(保健福祉部)、社会福祉施設等管理者】 施設等管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設及び市等に対し応援を要請する。 市は、施設等管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。 (5) 巡回相談の実施-----【市(保健福祉部)、自主防災組織等】 市は、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等に対して、近隣住民(自主防災組織)、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、災害時要援護者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。 (6) ライフライン優先復旧----- -----【市(経済建設部)東京電力株式会社、ガス事業者】 電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。	必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、市に対し応援を要請する。 市は、施設等管理者の要請に基づき、食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。 (4) 介護職員等の確保----- -----【市(保健福祉部)、社会福祉施設等管理者】 施設等管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設及び市等に対し応援を要請する。 市は、施設等管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。 (5) 巡回相談の実施-----【市(保健福祉部)、自主防災組織等】 市は、被災した施設入所者や他の社会福祉施設等に避難した入所者等に対して、地域住民(自主防災組織)、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。 (6) ライフライン優先復旧----- -----【市(建設部)、東京電力パワーグリッド、ガス事業者】 電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

改 訂 前	改 訂 後
2 在宅避難行動要支援者に対する安全確保対策 (1) 安否確認、救助活動-----【市(総務部、保健福祉部)】 市は、在宅サービス利用者名簿等を活用し、民生委員、近隣住民(自主防災組織)、福祉団体(社協、老人クラブ等)、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。 (2) 搬送体制の確保-----【市(保健福祉部)、下妻消防署】 市は、避難行動要支援者の搬送手段として、近隣住民(自主防災組織)等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車により行う。また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、避難行動要支援者の搬送活動を行う。 (3) 要支援者の状況調査及び情報の提供-----【市(保健福祉部)】 市は、民生委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する避難行動要支援者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福	2 在宅要配慮者に対する安全確保対策 (1) 安否確認、救助活動-----【市(総務部、保健福祉部)】 市は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、消防団、民生委員、地域住民(自主防災組織)、福祉団体(社協、老人クラブ等)、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された要配慮者の安否確認、救助活動を行う。 特に、あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや避難支援計画、各避難行動要支援者に関する個別計画に基づく適切な避難支援を実施する。 (2) 搬送体制の確保-----【市(保健福祉部)、下妻消防署】 市は、要配慮者の搬送手段として、地域住民(自主防災組織)等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車を確保する。また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、要配慮者の搬送活動を行う。 (3) 要配慮者の状況調査及び情報の提供-----【市(保健福祉部)】 市は、民生委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、自宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービ

改 訂 前	改 訂 後
祉サービス等の情報を随時提供する。 (4) 食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の避難行動要支援者への配慮-----【市(総務部、経済建設部、保健福祉部)】 市は、避難行動要支援者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。なお、市は、福祉避難所の食料品の備蓄にあたっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど避難行動要支援者に配慮した配布を行う。 (5) 保健・医療・福祉巡回サービス-----【市(保健福祉部)】 市は、医師、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、在宅や避難所等で生活する避難行動要支援者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。 (6) 保健・医療・福祉相談窓口の開設-----【市(保健福祉部)】 市は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。 3 外国人に対する安全確保対策	ス等の情報を随時提供する。 (4) 食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮-----【市(総務部、経済部、保健福祉部)】 市は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。なお、市は、福祉避難所の食料品の備蓄にあたっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。 (5) 保健・医療・福祉巡回サービス-----【市(保健福祉部)】 市は、医師、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、自宅や避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。 (6) 保健・医療・福祉相談窓口の開設-----【市(保健福祉部)】 市は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。 3 外国人に対する安全確保対策

改 訂 前	改 訂 後
(1) 外国人の避難誘導-----【県、県国際交流協会、市(総務部)】 県及び県国際交流協会は、市の要請に基づき、語学ボランティアに協力を要請する。 市は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線などを活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。 (2) 安否確認、救助活動----- -----【市(総務部、市民部)、下妻警察署、語学ボランティア】 市は、警察、近隣住民(自主防災組織)、語学ボランティア等の協力を得て、住民登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。 (3) 情報の提供-----【市(総務部、市民部)、県国際交流協会】 1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供 市及び県国際交流協会は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、地域国際化協会連絡協議会等や、語学ボランティアの協力による災害多言語支援センター設置により、外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。 2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供	(1) 外国人の避難誘導-----【県、市(総務部)、県国際交流協会】 県及び県国際交流協会は、市の要請に基づき、語学ボランティアに協力を要請する。 市は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線、インターネット通信などを活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。 (2) 安否確認、救助活動----- ----【県、市(総務部、市民部)、下妻警察署、語学ボランティア】 市は、警察、地域住民(自主防災組織)、語学ボランティア等の協力を得て、住民登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。 県は、各関係団体への連絡担当者を定め、各関係団体の被災状況、外国人の安否等の確認や在住外国人に関する情報の収集など、避難・救助の支援を行う。 (3) 情報の提供----【県、市(総務部、市民部)、県国際交流協会】 1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供 県、市及び県国際交流協会は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、災害多言語支援センターを設置し、地域国際化協会連絡協議会や、語学ボランティア(県国際交流協会登録者)等の協力も得て、外国人に配慮した継続的な生活・防災・気象情報の提供を行う。また、外部からの語学ボランティアの「受入れ窓口」を設置・運営し、

改 訂 前	改 訂 後
市は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供に努める。 (4) 外国人相談窓口の開設----- -----【市(総務部、市民部)、県国際交流協会】 県は、県国際交流協会と連携し、語学ボランティアの協力を得て、災害に関する外国人の「相談窓口」を協会内に開設し、総合的な相談に応じることになっており、市は速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。また、市は県や他市町村との間で「相談窓口」のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。 【外国人相談窓口】 相談窓口：市民課 ■資料編「社会福祉施設一覧」	外国人の避難誘導等への支援を行う。 2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供 市は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供に努める。 (4) 外国人相談窓口の開設----- -----【県、市(総務部、市民部)、県国際交流協会】 県は、県国際交流協会と連携し、語学ボランティアの協力を得て、災害に関する外国人の「相談窓口」を協会内に開設し、総合的な相談に応じる。 市においても速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。また、県や他市町村との間で「相談窓口」のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。なお、外国人相談窓口の設置担当は、市民部(市民課)とする。 ■ 資料編 「社会福祉施設一覧」
第7 応急教育・応急保育 ■ 基本事項	第7 応急教育・応急保育 ■ 基本事項

改 訂 前	改 訂 後
1 趣旨 災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合は、市教育委員会並びに私立学校設置者は緊密に連携し、関係機関の協力を得て児童生徒等の安全及び教育を確保していくものとする。 2 留意点 (1) 発災時間と応急対策との関連 災害の発生時間が登校時間、在校時間、あるいは夜間・休日となる場合も考えられ、そうしたすべてのケースにも対応し得るよう、発災時の対応マニュアル、連絡体制等の整備及び訓練の充実等が必要である。 (2) 想定される地震の種類と対策の対応 被災地域が局所的となるような直下型地震に対しては、特に地域間の応援協力体制の整備が重要であり、学校間での施設、教職員等に関する相互協力体制の整備が必要である。 (3) 避難所との共存 教育施設であると同時に避難所でもあることから、学校関係者と地域住民との融和・共存を図ることが必要である。	1 趣 旨 災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合は、市教育委員会並びに私立学校設置者は緊密に連携し、防災関係機関の協力を得て児童・生徒等の安全及び教育を確保していくものとする。 2 留意事項 (1) 発災時間と応急対策との関連 災害の発生時間が登校時間、在校時間、あるいは夜間・休日となる場合も考えられ、そうしたすべてのケースにも対応し得るよう、発災時の対応マニュアル、連絡体制等の整備及び訓練の充実等が必要である。 (2) 想定される地震の種類と対策の対応 被災地域が局所的となるような直下型地震に対しては、特に地域間の応援協力体制の整備が重要であり、学校間での施設、教職員等に関する相互協力体制の整備が必要である。 (3) 避難所との共存 学校等は、教育施設であると同時に避難所となる場合もあることから、学校関係者と地域住民との融和・共存を図ることが必要である。 (4) 保護者への引き渡し

改 訂 前	改 訂 後
市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童・生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。 (5) 保育所等の連携体制の構築 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市との間及び施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。 3 活動項目 1 児童生徒等の安全確保 2 応急教育 3 応急保育 ■ 対策 1 児童生徒等の安全確保-----【市（教育部）、学校等設置者】 (1) 情報等の収集・伝達 【情報等の収集・伝達方法】 1) 市は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、学校の長(以下「校長等」という。)に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。 2) 校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場	市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童・生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。 (5) 保育所等の連携体制の構築 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市との間及び施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。 3 対策項目 1 児童・生徒等の安全確保 2 応急教育 3 応急保育 ■ 対 策 1 児童・生徒等の安全確保---【市（教育部）、学校等】 (1) 情報等の収集・伝達 ①市は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、学校の長(以下「校長等」という。)に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。 ②校長等は、防災関係機関から災害に関する情報を受け

改 訂 前	改 訂 後
合、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。 なお、児童生徒等への伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮する。 3) 校長等は、児童生徒等及び学校施設に被害を受け、または、そのおそれがある場合は、直ちにその状況を、市その他関係機関に報告する。 4) 県、市、各学校は、停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに、情報の連絡方法や伝達方法を定めておくものとする。	た場合、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。 なお、児童・生徒等への伝達にあたっては、混乱を防止するよう配慮する。 ③校長等は、児童・生徒等及び学校施設に被害を受け、または、そのおそれがある場合は、直ちにその状況を、市その他防災関係機関に報告する。 ④県、市、各学校は、停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに、情報の連絡方法や伝達方法を定めておくものとする。
(2) 児童生徒等の避難等 【児童生徒等の避難方法等】 1) 避難の指示 校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行う。 2) 避難の誘導 校長等及び教職員は、児童生徒等の安全を確保するためあらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。 なお、状況により校外への避難が必要である場合は、市その他関係機関の指示及び協力を得て行う。	(2) 児童・生徒等の避難等 1) 避難の指示 校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行う。 2) 避難の誘導 校長等及び教職員は、児童・生徒等の安全を確保するため、あらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。 なお、状況により校外への避難が必要である場合は、市その他防災関係機関の指示及び協力を得て行う。

改 訂 前	改 訂 後
3) 下校時の危険防止 校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ、通学区域毎の集団下校、または教員による引率等の措置を講ずる。なお、通学路の安全について、日頃から点検に努めるものとする。 4) 校内保護 校長等は、災害の状況により、児童生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努める。 この場合、速やかに県や市に対し、児童生徒数等や保護の状況等必要な事項を報告する。また、保護者との連絡がとれない場合は、保護者への引き渡しができるまで校内での保護を継続するものとする。 なお、通信網の遮断等を想定し、児童生徒等の引き渡し方法等について、日頃から保護者と連携を図り、共通理解に努めるものとする。 5) 保健衛生 県、市、各学校は、帰宅できず校内で保護する児童生徒等のため、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。 また、校長等は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童生徒等の保健衛生について必要な措置を講ずる。	3) 下校時の危険防止 校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童・生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ、通学区域毎の集団下校、または教員による引率等の措置を講ずる。なお、通学路の安全について、日頃から点検に努めるものとする。 4) 校内保護 校長等は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者へ連絡し、引き渡しの措置を講ずるものとする。なお、この場合、速やかに県や市に対し、児童・生徒数等や保護の状況等必要な事項を報告する。また、保護者との連絡がとれない場合や保護者が迎えに来ることが困難な場合は、保護者への引き渡しができるまで校内での保護を継続するものとする。 なお、通信網の遮断等を想定し、児童・生徒等の引き渡し方法等について、日頃から保護者と連携を図り、共通理解に努めるものとする。 5) 保健衛生 県、市、各学校は、帰宅できず校内で保護する児童・生徒等のため、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。 また、校長等は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒等の保健衛生について必要な措置を講ずる。

改 訂 前	改 訂 後
2 応急教育 (1) 教育施設の確保-----【市(教育部)、学校等設置者】 市教育委員会並びに私立学校設置者は、相互に協力し教育施設等を確保して、教育活動を早期に展開するため次の措置を講ずる。 【教育施設の確保の内容】 1) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。 2) 校舎の被害は相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で、合併または二部授業を行う。 3) 学校施設の使用不可能または通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。 4) 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館、体育館その他の公共施設の利用、または他の学校の一部を使用し授業を行う。 5) 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状態等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。 6) 校舎の被害状況を速やかにかつ安全に確認する体制を日頃から整備するよう努める。 (2) 教職員の確保-----【市(教育部)、学校等設置者】	2 応急教育 (1) 教育施設の確保-----【市(教育部)、学校等】 市教育委員会並びに私立学校設置者は、相互に協力し、教育施設等を確保して、教育活動を早期に展開するため次の措置を講ずる。 ①校舎の被害が軽微な時は、速やかに応急修理をして授業を行う。 ②校舎の被害は相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で、合併または二部授業を行う。 ③学校施設の使用不能または通学が不可能な状態にあるが、短期間に復旧できる場合は、臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。 ④校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館、体育館その他の公共施設の利用、または他の学校の一部を使用し授業を行う。 ⑤施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状態等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。 ⑥校舎の被害状況を速やかにかつ安全に確認する体制を日頃から整備するよう努める。 (2) 教職員の確保-----【市(教育部)、学校等】

改 訂 前	改 訂 後
市教育委員会並びに私立学校設置者は、災害発生時における教職員の確保のために次の措置を講じるものとする。 【教職員の確保の内容】 1) 災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。 2) 教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員の確保を図る。 (3) 教科書・学用品等の給与--【市(教育部)、学校等設置者、県】 【教科書・学用品等の給与】 1) 市は、災害により教科書・学用品等(以下「学用品等」という。)をそう失またはき損し、就学上支障をきたしている小・中学校及び特殊教育諸学校の児童生徒等に対して学用品等を給与する。 2) 市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、県へ学用品等の給与の実施、調達について応援を要請する (4) 避難所との共存-----【市(総務部、教育部)、学校等設置者】 学校が教育の場としての機能と、避難所としての機能を有するために、災害応急対策を行う総務部、市教育委員会、学校は事前に次の措置を講ずる。 【総務部、教育委員会、学校の事前措置内容】	市教育委員会並びに私立学校設置者は、災害発生時における教職員の確保のために、次の措置を講じるものとする。 ①災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。 ②教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員の確保を図る。 (3) 教科書・学用品等の給与--【県、市(教育部)、学校等】 ①市は、災害により教科書・学用品等(以下「学用品等」という。)を喪失または損壊し、就学上支障をきたしている小・中学校の児童生徒等に対して学用品等を給与する。 ②市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、県へ学用品等の給与の実施、調達について応援を要請する (4) 避難所との共存-----【市(総務部、教育部)、学校等】 学校が教育の場としての機能と、避難所としての機能を有するために、災害応急対策を行う総務部、市教育委員会、学校は事前に次の措置を講ずる。

改 訂 前	改 訂 後
1) 市は、学校を避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を教育委員会と協議する。 2) 市は、避難所に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議し、それぞれの役割分担を明確にする。 3) 避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。 4) 学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。 5) 避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、避難所と同様の対応ができるよう努める。	①市は、学校を避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を市教育委員会と協議する。 ②市は、避難所に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議し、それぞれの役割分担を明確にする。 ③避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。 ④学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童・生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。 ⑤避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、避難所と同様の対応ができるよう努める。
3 応急保育 (1) 保育施設の確保-----【市(保健福祉部)、施設等設置者】 保健福祉部等は、保育施設等を確保する。 (2) 保育士の確保-----【市(保健福祉部)、施設等設置者】 保健福祉部等は、災害発生時における保育士の確保のために次の措置を講じるものとする。 【保育士の確保の内容】	3 応急保育 (1) 保育施設の確保-----【市(保健福祉部)、保育施設等】 保健福祉部等は、保育施設等を確保する。 (2) 保育士の確保-----【市(保健福祉部)、保育施設等】 保健福祉部等は、災害発生時における保育士の確保のために次の措置を講じるものとする。

改 訂 前	改 訂 後
1) 災害の規模、程度に応じた保育士の参集体制を整備する。 2) 保育士の不足により、応急保育の実施に支障がある場合は、保育所間における保育士の応援、保育士の臨時採用等必要な職員の確保を図る。 (3) 幼児の受け入れ-----【市(保健福祉部)、施設等設置者】 受入可能な幼児は、保育園にて保育する。また、被災により通所できない幼児については、地域ごとに実情を把握する。 ■資料編 「文教施設一覧」	①災害の規模、程度に応じた保育士の参集体制を整備する。 ②保育士の不足により、応急保育の実施に支障がある場合は、保育所間における保育士の応援、保育士の臨時採用等必要な職員の確保を図る。 (3) 幼児の受け入れ-----【市(保健福祉部)、保育施設等】 受入れ可能な幼児は、保育園にて保育する。また、被災により通所できない幼児については、地域ごとに実情を把握する。 ■ 資料編 「文教施設一覧」
第8 帰宅困難者対策 ■ 基本事項 1 趣旨 地震発生直後においては、救助・救援活動、消火活動、緊急輸送道路の応急活動を迅速・円滑に行う必要があり、帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必	第8 帰宅困難者対策 ■ 基本事項 1 趣 旨 地震発生直後においては、救助・救援活動、消火活動、緊急輸送道路の応急活動を迅速・円滑に行う必要があり、帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、

改 訂 前	改 訂 後
要な備蓄等を促す必要がある。 2 留意点 (1) 自助・共助・公助による対応 帰宅困難者対策への備えを万全とするためには、自助・共助・公助による総合的な対応が不可欠である。 3 活動項目 1 各機関の取り組み ■ 対策 1 各機関の取り組み (1) 市の取り組み-----【市(総務部)】 1) 普及啓発 企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。 2) 備蓄の確保 市は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。 3) 情報提供 市は、交通事業者等との連携を図り、鉄道の復旧見込みや	必要な備蓄等を促す必要がある。 2 留意事項 (1) 自助・共助・公助による対応 帰宅困難者対策への備えを万全とするためには、自助・共助・公助による総合的な対応が不可欠である。 3 対策項目 1 各防災関係機関の取組み ■ 対 策 1 各防災関係機関の取組み (1) 市の取組み-----【市(総務部)】 1) 普及啓発 企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。 2) 物資の備蓄 市は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。 3) 情報提供 市は、交通事業者等との連携を図り、鉄道の復旧見込みや

改 訂 前	改 訂 後
路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供に努める。 4) 交通事業者との連携体制の整備 市は、帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等がある場合には、交通事業者と災害時の対応や備蓄等について、地域も含め、体制を構築しておく必要がある。 (2)企業等の取り組み-----【企業】 1) 従業員の待機 企業等は、道路状況等により帰宅の見通しが立たない場合には、建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間留めるよう努めるものとする。 2) 備蓄の確保 企業等は、従業員が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な水、食料、毛布などの物資の備蓄に努めるものとする。 3) 環境整備 企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落	路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供に努める。 4) 交通事業者との連携体制の整備 市は、帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等がある場合には、交通事業者と災害時の対応や備蓄等について、地域も含め、体制を構築しておく必要がある。また、市と交通事業者は、協議の上、一時滞在場所の確保等を推進するものとし、一時滞在場所の確保に当たっては、男女の違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在場所の運営に努めるものとする。 (2)企業等の取組み-----【事業所】 1) 従業員の待機 企業等は、鉄道の運行停止や道路状況等により帰宅の見通しが立たない場合には、建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間留めるよう努めるものとする。 2) 物資の備蓄 企業等は、従業員が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な水、食料、毛布などの物資の備蓄に努めるものとする。 3) 環境整備 企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落

改 訂 前	改 訂 後
下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。 4) 事業継続計画等への位置づけ 企業等は、BCP（事業継続計画）等において、大規模災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておくものとする。 5) 安否確認方法の周知 企業等は、大規模災害時には、電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル171、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておくものとする。 6) 市、自主防災組織等との連携 企業等は、市や自主防災組織等と、大規模地震発生時の対応を事前にとり決めておくなど日頃からの連携に努めるものとする。 (3) 大規模集客施設の取り組み-----【大規模集客施設】 大規模な集客施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、市や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めるものとする。	下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。 4) 事業継続計画等への位置づけ 企業等は、BCP（事業継続計画）等において、大規模災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておくものとする。 5) 安否確認方法の周知 企業等は、大規模災害時には、電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル171、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておくものとする。 6) 市、自主防災組織等との連携 企業等は、市や自主防災組織等と、大規模災害時の対応を事前にとり決めておくなど日頃からの連携に努めるものとする。 (3) 大規模集客施設の取組み-----【大規模集客施設】 大規模な集客施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、市や防災関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めるものとする。

改 訂 前	改 訂 後
(4) 各学校の取り組み-----【各学校】 1) 鉄道事業者との連携 日頃から生徒の通学手段を把握し、鉄道を使用する生徒数等の情報を、災害時に速やかに鉄道事業者に提供できるよう努める。 2) 帰宅困難者への情報提供 あらゆる災害を想定しながら、情報を入手する体制の整備や、情報の提供方法の構築に努める。 3) 飲料水等の備蓄 各学校において、飲料水の確保に努める。	(4) 各学校の取組み-----【学校等】 1) 鉄道事業者との連携 日頃から生徒の通学手段を把握し、鉄道を使用する生徒数等の情報を、災害時に速やかに鉄道事業者に提供できるよう努める。 2) 帰宅困難者への情報提供 あらゆる災害を想定しながら、情報を入手する体制の整備や、情報の提供方法の構築に努める。 3) 飲料水等の備蓄 各学校において、飲料水の確保に努める。
第9 義援物資対策 ■ 基本事項 1 趣旨 大規模災害時には、全国から提供される多くの義援物資を受け入れ、迅速・的確に被災地へ配送しなければならない。このため、被災地が必要としているものを的確に把握し、効率的に配分することが必要となる。 2 留意点 (1) 被災地ニーズの把握 被災地ニーズは、時間と共に変化することに留意し、ニ	第9 義援物資対策 ■ 基本事項 1 趣 旨 大規模災害時には、全国から提供される多くの義援物資を受入れ、迅速・的確に被災地へ配送しなければならない。このため、被災地が必要としているものを的確に把握し、効率的に配分することが必要となる。 2 留意事項 (1) 被災者のニーズの把握 被災者のニーズは、時間と共に変化することに留意し、ニ

改 訂 前	改 訂 後
ズに沿った物資を迅速に現地へ配送することが必要である。 (2) 被災地情報の発信 義援物資が被災地に与える影響について、提供申出者に正しく理解してもらうことが必要である。 (3) 民間力の活用 大量の義援物資を迅速・的確に配送するためには、物流業者等民間の資機材や施設、人材、ノウハウを有効に活用する必要がある。 3 活動項目 1 義援物資の供給 ■ 対策 1 義援物資の供給-----【市(各部)】 (1) 情報の収集・発信 1) 市は、各避難所等における必要な物資・数量を集約し、不足する場合には、県に対し、要請を行う。 2) 市は、各避難所等のニーズ及び受入れ方針等を、市ホームページ等を通じて情報発信する。	ーズに沿った物資を迅速に現地へ配送することが必要である。 (2) 被災地からの情報の発信 義援物資が被災地に与える影響について、提供申出者に正しく理解してもらうことが必要である。 (3) 民間力の活用 大量の義援物資を迅速・的確に配送するためには、物流業者等民間の資機材や施設、人材、ノウハウを有効に活用する必要がある。 3 対策項目 1 義援物資の供給 ■ 対 策 1 義 援 物 資 の 供 給 (1) 情報の収集・発信-----【市(総務部、市民部)】 1) 市は、各避難所等における必要な物資・数量を集約し、不足する場合には、県に対し、要請を行う。 2) 市は、各避難所等のニーズ及び受入れ方針等を、市ホームページ等を通じて情報発信する。 (2) 物資の受入れ-----【市(総務部、教育部)】

改 訂 前	改 訂 後
	市は、被災者が必要としている物資を受け入れる。大規模災害時に保管スペースが不足する場合に備え、事前に候補施設等を選定しておくように努める。 (3) 物資の配送-----【市(総務部)、茨城県トラック協会】 災害時応援協定に基づき、茨城県トラック協会等と調整し、実施する。
第10 愛玩動物の保護対策 ■ 基本事項 1 趣旨 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、動物愛護の観点から、市は県や関係機関、県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 2 留意点 (1) 愛玩動物の保護及び適正飼養 災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、市は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう県と協力して必要な措置を講ずるととも	第10 愛玩動物の保護対策 ■ 基本事項 1 趣 旨 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、動物愛護の観点から、市は県や防災関係機関、県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 2 留意事項 (1) 愛玩動物の保護及び適正飼養 災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、市は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう、県と協力して必要な措置を講ずるとと

改 訂 前	改 訂 後
に被災した愛玩動物の保護に努める。	もに、被災した愛玩動物の保護に努める。 なお、飼い主は災害に備え、愛玩動物との同行避難や避難所での飼養について準備しておくものとする。 (2) 協力体制の確立 県は、愛玩動物の保護や適正飼養に関し、県獣医師会及び動物愛護関係団体と連携・協力するため「動物救護本部」を設置する。
3 活動項目	3 対策項目
1 避難所における動物の適正飼養に係る措置	1 避難所における動物の適正飼養に係る措置
■ 対策 1 避難所における動物の適正飼養に係る措置---【市(各部)】 市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに、県は、関係機関等と協働して適正飼養の支援に努める。	■ 対 策 1 避難所における動物の適正飼養に係る措置----- -----【県、市(市民部)】 市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に、愛玩動物の受入れスペース等を検討するなどの動物の飼養に係る措置を行う。また、県は、防災関係機関等と協働して適正飼養の支援に努める。

改 訂 前	改 訂 後
第3章 地震災害応急対策計画 第6節 災害救助法の適用 ■ 基本事項 1 趣旨 市の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法(以下「救助法」という。)の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るものとする。 2 留意点 (1) 被災情報の迅速な収集及び伝達体制の整備 救助法の適用の判断及びその手続きを行うにあたり、被害の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行う必要がある。このため、被害情報の収集及び伝達体制を整備しておくことが必要である。 (2) 救助の実施に必要な関係帳票の整備 救助の実施にあたっては、救助毎に帳票の作成義務があるので、災害時に遅滞なく救助業務を実施するため、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等についても習熟しておくことが必要である。 3 活動項目	第3章 地震災害応急対策計画 第6節 災害救助法の適用 ■ 基本事項 1 趣 旨 市の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法(以下「救助法」という。)の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るものとする。 2 留意事項 (1) 被災情報の迅速な収集及び伝達体制の整備 救助法の適用の判断及びその手続きを行うにあたり、被害の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行う必要がある。このため、被害情報の収集及び伝達体制を整備しておくことが必要である。 (2) 救助の実施に必要な関係帳票の整備 救助の実施にあたっては、救助毎に帳票の作成義務があるので、災害時に遅滞なく救助業務を実施するため、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等についても習熟しておくことが必要である。 3 対策項目

改 訂 前	改 訂 後
1 被害状況の把握及び認定 2 救助法の適用基準 3 救助法の適用手続き 4 救助法による救助 5 郵便事業に係る特別取扱い	1 被害状況の把握及び認定 2 救助法の適用基準 3 救助法の適用手続き 4 救助法による救助 5 郵便事業に係る特別取扱い
■ 対策 1 被害状況の把握及び認定-----【市(各部)、県】 救助法の適用にあたっては、市が被害状況の把握及び認定を、次の基準で行う。 (1) 被災世帯の算定 【被災世帯の算定】 1) 住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯については1世帯 2) 住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については1/2世帯 3) 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯については1/3世帯 (2) 住家の滅失等の算定 【住家の滅失等の算定】 1) 住家の全壊、全焼、流失 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの、または、住家	■ 対 策 1 被害状況の把握及び認定-【市(総務部、保健福祉部)】 救助法の適用にあたっては、市が被害状況の把握及び認定を、次の基準で行う。 (1) 被災世帯の算定 1) 住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯については1世帯 2) 住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については1/2世帯 3) 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯については1/3世帯 (2) 住家の滅失等の算定 1) 住家の全壊、全焼、流失 住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの、または、住家

改 訂 前	改 訂 後
の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のももの。 2) 住家の半壊、半焼 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。 3) 住家の床上浸水 1)及び 2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のももの、または、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。	の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のももの 2) 住家の半壊、半焼 住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの 3) 住家の床上浸水 1)及び 2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のももの、または、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
(3) 住家及び世帯の単位 【住家及び世帯の単位】 1) 住家 現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ 1 住家として取り扱う。 2) 世帯 生計を一にしている実際の生活単位をいう。	(3) 住家及び世帯の単位 1) 住 家 現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ 1 住家として取り扱う。 2) 世 帯 生計を一にしている実際の生活単位をいう。

改 訂 前	改 訂 後																																
2 救助法の適用基準 救助法の適用基準は、救助法施行令第1条に定めるところによるが、災害による被害が、次に掲げる基準に該当し、県知事が救助を必要と認めたとき、市町村単位にその適用地域を指定し実施する。 (1) 市町村における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の表に示す世帯以上に達したとき。(救助法施行令第1条第1項第1号) 表 施行令別表第1 <table> <tr> <th>市 町 村 の 人 口</th><th>住家滅失世帯数</th></tr> <tr> <td>5,000 人未満</td><td>30 世帯</td></tr> <tr> <td>5,000 人以上 15,000 "</td><td>40 "</td></tr> <tr> <td>15,000 " 30,000 "</td><td>50 "</td></tr> <tr> <td>30,000 " 50,000 "</td><td>60 "</td></tr> <tr> <td>50,000 " 100,000 "</td><td>80 "</td></tr> <tr> <td>100,000 " 300,000 "</td><td>100 "</td></tr> <tr> <td>300,000 "</td><td>150 "</td></tr> </table> (2) 市の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の表第2に示す数以上であって、市の区域内の被害世帯数がその人口に応じ、次の表第3以上であること。(救助法施行令第1条第1項第2号)	市 町 村 の 人 口	住家滅失世帯数	5,000 人未満	30 世帯	5,000 人以上 15,000 "	40 "	15,000 " 30,000 "	50 "	30,000 " 50,000 "	60 "	50,000 " 100,000 "	80 "	100,000 " 300,000 "	100 "	300,000 "	150 "	2 救助法の適用基準 救助法の適用基準は、救助法施行令第1条に定めるところによるが、災害による被害が、次に掲げる基準に該当し、県知事が救助を必要と認めた時、市町村単位にその適用地域を指定し実施する。 (1) 市における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の別表第1に示す世帯以上に達した時(救助法施行令第1条 第1項 第1号) 表 施行令 別表第1 <table> <tr> <th>市 町 村 の 人 口</th><th>住家滅失世帯数</th></tr> <tr> <td>5,000 人未満</td><td>30 世帯</td></tr> <tr> <td>5,000 人以上 15,000 "</td><td>40 "</td></tr> <tr> <td>15,000 " 30,000 "</td><td>50 "</td></tr> <tr> <td>30,000 " 50,000 "</td><td>60 "</td></tr> <tr> <td>50,000 " 100,000 "</td><td>80 "</td></tr> <tr> <td>100,000 " 300,000 "</td><td>100 "</td></tr> <tr> <td>300,000 "</td><td>150 "</td></tr> </table> (2) 市の区域を包括する県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の別表第2に示す数以上であって、市の区域内の被害世帯数がその人口に応じ、次の別表第3以上であること(救助法施行令第1条 第1項 第2号)	市 町 村 の 人 口	住家滅失世帯数	5,000 人未満	30 世帯	5,000 人以上 15,000 "	40 "	15,000 " 30,000 "	50 "	30,000 " 50,000 "	60 "	50,000 " 100,000 "	80 "	100,000 " 300,000 "	100 "	300,000 "	150 "
市 町 村 の 人 口	住家滅失世帯数																																
5,000 人未満	30 世帯																																
5,000 人以上 15,000 "	40 "																																
15,000 " 30,000 "	50 "																																
30,000 " 50,000 "	60 "																																
50,000 " 100,000 "	80 "																																
100,000 " 300,000 "	100 "																																
300,000 "	150 "																																
市 町 村 の 人 口	住家滅失世帯数																																
5,000 人未満	30 世帯																																
5,000 人以上 15,000 "	40 "																																
15,000 " 30,000 "	50 "																																
30,000 " 50,000 "	60 "																																
50,000 " 100,000 "	80 "																																
100,000 " 300,000 "	100 "																																
300,000 "	150 "																																

第3章 地震災害応急対策計画

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改 訂 前				改 訂 後			
表 施行令別表第2				表 施行令 別表第2			
都 道 府 県 の 区 域 内 人 口			住家減失世帯数	都 道 府 県 の 区 域 内 人 口			住家減失世帯数
1,000,000 人未満			1,000 世帯	1,000,000 人未満			1,000 世帯
1,000,000 人以上	2,000,000	〃	1,500 〃	1,000,000 人以上	2,000,000	〃	1,500 〃
2,000,000	〃	3,000,000	〃	2,000,000	〃	3,000,000	〃
3,000,000	〃		2,500 〃	3,000,000	〃		2,500 〃
表 施行令別表第3				表 施行令 別表第3			
市 町 村 の 人 口			住家減失世帯数	市 町 村 の 人 口			住家減失世帯数
5,000 人未満			15 世帯	5,000 人未満			15 世帯
5,000 人以上	15,000	〃	20 〃	5,000 人以上	15,000	〃	20 〃
15,000	〃	30,000	〃	15,000	〃	30,000	〃
30,000	〃	50,000	〃	30,000	〃	50,000	〃
50,000	〃	100,000	〃	50,000	〃	100,000	〃
100,000	〃	300,000	〃	100,000	〃	300,000	〃
300,000	〃		75 〃	300,000	〃		75 〃
(3) 市の区域を包括する都道府県の被害世帯数が、その人口に応じ次の表に示す数以上であって、市の区域内の被害世帯数が多数あること。(救助法施行令第1条第1項第3号)				(3) 市の区域を包括する県の被害世帯数が、その人口に応じ次の別表第4に示す数以上であって、市の区域内の被害世帯数が多数あること(救助法施行令第1条 第1項 第3号)			
表 施行令別表第4				表 施行令 別表第4			
都 道 府 県 の 区 域 内 人 口			住家減失世帯数	都 道 府 県 の 区 域 内 人 口			住家減失世帯数
1,000,000 人未満			5,000 世帯	1,000,000 人未満			5,000 世帯
1,000,000 人以上	2,000,000	〃	7,000 〃	1,000,000 人以上	2,000,000	〃	7,000 〃

第3章 地震災害応急対策計画

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改 訂 前			改 訂 後		
2, 000, 000	〃	3, 000, 000	〃	9, 000	〃
3, 000, 000	〃			12, 000	〃
(4) 市の被害が(1)(2)及び(3)に該当しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失した場合、または多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当したとき。(救助法施行令第1条第1項第3号、第4号)			(4) 市の被害が(1)(2)及び(3)に該当しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失した場合、または多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当した時(救助法施行令第1条第1項第3号、第4号)		
3 救助法の適用手続き			3 救助法の適用手続き		
(1) 市の被害状況報告-----【市(各部)、県】 市長は、市域内の被災状況、救助の措置に関する情報を収集し、資料「茨城県災害情報等報告要領(様式)」を用いて県知事に対して報告する。			(1) 市の被害状況報告-----【県、市(総務部、保健福祉部)】 市長は、市域内の被災状況、救助の措置に関する情報を収集し、資料編「被害状況等報告様式(茨城県)」を用いて県知事に対して報告する。		
(2) 県の被害状況報告及び救助法の適用-----【県】 県知事は、市長の報告により、救助法を適用する必要があると認めるときは、同法に基づく救助の実施について、市長及び県各部局に指示するとともに、厚生労働大臣に報告する。なお、救助法を適用したときは、速やかに告示するものとする。			(2) 県の被害状況報告及び救助法の適用-----【県】 県知事は、市長の報告により、救助法を適用する必要があると認める時は、同法に基づく救助の実施について、市長及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に報告する。なお、救助法を適用した時は、速やかに告示するものとする。 なお、救助法を適用した時は、速やかに告示するとともに、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。		

改 訂 前	改 訂 後
4 救助法による救助 市は、地域防災計画に基づき速やかに救助を実施する。 (1) 救助の実施機関-----【市(各部)、県、国】 救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施に関する事務は、県の法定受託事務となっている。 ただし、救助活動を迅速に実施するため必要なときは、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする。この場合、県は、事務の内容及び期間を市長に通知する。 なお、市長は、救助を実施したときは、速やかにその内容を県知事に報告することとする。 (2) 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等----- -----【市(総務部、保健福祉部)】 救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等については、資料編「災害救助法による救助の内容」の通りである。 5 郵便事業に係る特別取扱い-----【郵便事業株式会社】 (1) 郵便関係 【郵便関係の特別取扱い】 1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害救助法が発動された場合、被災1世帯あたり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。	4 救助法による救助 市は、地域防災計画に基づき速やかに救助を実施する。 (1) 救助の実施機関-----【国、県、市(各部)】 救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施に関する事務は、県の法定受託事務となっている。 ただし、救助活動を迅速に実施するため必要な時は、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする。この場合、県は、事務の内容及び期間を市長に通知する。 なお、市長は、救助を実施した時は、速やかにその内容を県知事に報告することとする。 (2) 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等----- -----【市(総務部、保健福祉部)】 救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等については、資料編「災害救助法による救助の内容」のとおりである。 5 郵便事業に係る特別取扱い-----【日本郵便】 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 救助法が発動された場合、被災1世帯あたり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

改 訂 前	改 訂 後
2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 被災者が差し出す郵便物(速達郵便及び電子郵便を含む)の料金免除を実施する。 なお、取り扱いは郵便事業株式会社が指定した支店及び郵便局とする。 3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除 郵便事業株式会社が、公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用または見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての支店及び郵便局(簡易郵便局を含む)とする。 4) 利用の制限及び業務の停止 重要な郵便物の伝達の確保または交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、または郵便の業務の一部を停止することがある。 5) 郵便局窓口業務関係 災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局において、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間または取扱日の変更等の措置を構ずる。	被災者が差し出す郵便物(速達郵便及び電子郵便を含む。)の料金免除を実施する。なお、取扱いは日本郵便事業(株)が指定した郵便局とする。 (3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除 日本郵便事業(株)が、公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用または見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての郵便局(簡易郵便局を含む。)とする。 (4) 利用の制限及び業務の停止 重要な郵便物の伝達の確保または交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、または郵便の業務の一部を停止することがある。 (5) 郵便局窓口業務関係 災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局において、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間または取扱日の変更等の措置を構ずる。
■資料編 「災害救助法による救助の内容」	■ 資料編 「災害救助法による救助の内容」 ■ 資料編 「茨城県災害情報等報告要領(様式)」

改 訂 前	改 訂 後
第3章 地震災害応急対策計画 第7節 応急復旧・事後処理 第1 建築物の応急復旧 ■ 基本事項 1 趣旨 地震の発生により破損したり耐震性が低下した建築物が、余震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定(以下「応急危険度判定」という。)を行い、被災建築物による二次災害を防止していくものとする。 また、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対し、応急仮設住宅の提供または応急修理を行い保護していくものとする。 2 留意点 (1) 想定される地震の種類と対策の対応 被災地域が局所的となるような直下型地震に対しては、地域間及び組織間の住宅応急復旧における応援協力体制の整備や、資材輸送のための緊急輸送路の確保が必要である。	第3章 地震災害応急対策計画 第7節 応急復旧・事後処理 第1 建築物の応急復旧 ■ 基本事項 1 趣 旨 地震の発生により破損し耐震性が低下した建築物が、その後の地震等に対して安全に使用できるか否かの判定(以下「応急危険度判定」という。)を行い、被災建築物による二次災害を防止していくものとする。 また、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対しては、応急仮設住宅を提供し、または、災害のため住家が半壊もしくは半焼した者または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対しては、応急修理を行って保護していくものとする。 2 留意事項 (1) 想定される地震への対応体制の整備 本市に被害を及ぼすと想定される地震により発生する建築物の被害に迅速に対応するためには、地域間及び組織間の住宅応急復旧における応援協力体制の整備や、資材輸送のための緊急輸送路の確保が必要である。

改 訂 前	改 訂 後
(2) 避難行動要支援者に配慮した応急仮設住宅の建設 応急仮設住宅の建設にあたっては、避難行動要支援者の実情に応じ、その構造、配置に十分配慮することが必要である。 また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。 3 活動項目 1 応急危険度判定 2 住宅の応急修理 3 応急仮設住宅の建設 4 建築物の応急復旧への支援 ■ 対策 1 応急危険度判定 (1) 判定士派遣要請・派遣-----【市(経済建設部)、県】 【判定士派遣要請・派遣】 1) 判定士派遣要請 市は、余震等による二次災害を防止するため、判定士及	(2) 要配慮者に配慮した応急仮設住宅の建設 応急仮設住宅の建設にあたっては、避難行動要支援者の実情に応じ、その構造、配置に十分配慮することが必要である。 また、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。 3 対策項目 1 応急危険度判定 2 住宅の応急修理 3 応急仮設住宅の提供 4 建築物の応急復旧への支援 ■ 対策 1 応急危険度判定 (1) 判定士等派遣要請・派遣-----【県、市(建設部)】 1) 判定士等派遣要請 市は、地震等による二次災害を防止するため、判定士及び被

改 訂 前	改 訂 後
び被災宅地判定士（以下「判定士等」という。）の派遣を県に要請する。 2) 判定士の派遣 県は市の要請を受け、必要と認められた場合には、直ちに判定士の派遣を行うとともに、関係団体と判定士等の派遣について協議する。 (2) 応急危険度判定活動-----【市（経済建設部）、県、判定士】 1) 判定の基本的事項 【判定の基本的事項】 ①判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。 ②判定実施時期及び作業日数は、2 週間程度で、原則として 1 人の判定士は 3 日間を限度に判定作業を行う。 ③判定結果の責任については、市が負う。 2) 判定の関係機関 【判定の関係機関】 ①市は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。 ②県は、判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。 3) 判定作業概要 【判定作業の概要】 ①判定作業は、市の指示に従い実施する。 ②応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニ	被災宅地判定士（以下「判定士等」という。）の派遣を県に要請する。 2) 判定士等の派遣 県は市の要請を受け、必要と認められた場合には、直ちに判定士等の派遣を行うとともに、関係団体と判定士等の派遣について協議する。 (2) 応急危険度判定活動-----【県、市（建設部）、判定士】 1) 判定の基本的事項 ①判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。 ②判定実施時期及び作業日数は、2 週間程度で、原則として 1 人の判定士は 3 日間を限度に判定作業を行う。 ③判定結果の責任については、市が負う。 2) 判定に関する役割等 ①市は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。 ②県は、判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。 3) 判定作業概要 ①判定作業は、市の指示に従い実施する。 ②応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニ

改 訂 前	改 訂 後
ュアル」((財)日本建築防災協会発行)の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。 ③判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。 ④判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ判定を行う。 ⑤判定は、原則として「目視」により行う。 ⑥判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。	ニュアル」((一財)日本建築防災協会発行)の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。 ③判定調査票を用い、項目にしたがって調査の上判定を行う。 ④判定は、原則として「目視」により行う。 ⑤判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。 ⑥判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。 ⑦被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明を行う。
(3) 被災宅地危険度判定活動----【市(経済建設部)、県、判定士】 1) 判定の基本的事項 【判定の基本的事項】 ①危険度判定は、市長が行う。 ②県は、市の要請により、市の区域内における危険度判定活動を支援する。 ③判定結果の責任については、市長が負う。 2) 判定の関係機関 【判定の関係機関】 ①市は、判定の実施主体として判定作業に携わる被災宅	(3) 被災宅地危険度判定活動----【県、市(建設部)、判定士】 1) 判定の基本的事項 ①被災宅地危険度判定は、市長が行う。 ②県は、市の要請により、市の区域内における被災宅地の危険度判定活動を支援する。 ③判定結果の責任については、市長が負う。 2) 判定に関する役割等 ①市は、判定の実施主体として判定作業に携わる被災宅

改 訂 前	改 訂 後
地判定士の指揮、監督を行う。 ②県は、被災宅地判定士の派遣計画や後方支援を行う 3) 判定作業概要 【判定作業の概要】 ①判定作業は、市長の指示に従い実施する。 ②危険度の判定は、「被災宅地調査・危険度判定マニュアル」により行う。 ③判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を行う。 ④判定調査票を用い、項目にしたがって調査の上判定を行う。 2 住宅の応急修理 (1) 基本事項-----【市(経済建設部)】 【基本事項】 1) 修理対象世帯 応急修理は、市が、災害のため住宅が半壊または半焼し、自らの資力では、応急修理をすることができない世帯に対して行う。 2) 修理の範囲	地判定士の指揮、監督を行う。 ②県は、被災宅地判定士の派遣計画や後方支援を行う 3) 判定作業概要 ①判定作業は、市長の指示に従い実施する。 ②被災宅地危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」(被災宅地危険度判定連絡協議会発行)により行う。 ③判定調査票を用い、項目にしたがって調査の上判定を行う。 ④判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を行う。 ⑤被災建築物の応急危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明を行う。 2 住宅の応急修理 (1) 基本事項-----【市(建設部)】 1) 修理対象世帯 応急修理は、市が、災害のため住家が半壊もしくは半焼した者または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。 2) 修理の範囲

改 訂 前	改 訂 後
応急修理は、災害に直接起因する損壊のうち居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分に対して行う。 3) 修理時期 応急修理は、災害発生から1月以内に完了する。	応急修理は、災害に直接起因する損壊のうち居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分に対して行う。 3) 修理時期 応急修理は、災害発生から1月以内に完了する。
(2) 資材調達-----【市(経済建設部)、県】 市において資材が不足した場合は、県(土木部)に要請し、調達の協力を求めるものとする。	(2) 資材調達-----【県、市(建設部)】 市において資材が不足した場合は、県(土木部)に要請し、調達の協力を求めるものとする。
3 応急仮設住宅の建設 (1) 基本事項 応急仮設住宅の建設に関する基本事項は、以下のとおりである。 【応急仮設住宅の建設に関する基本事項】 災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は完成の日から2年以内とする。設置にあたってはリース方式や民間賃貸住宅などの借り上げによる方法も検討し、設置方法を決定する。	3 応急仮設住宅の提供 (1) 基本事項 応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は完成の日から2年以内とする。設置にあたってはリース方式や民間賃貸住宅などの借り上げによる方法も検討し、設置方法を決定する。
(2) 設置基準 応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼または流出し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に設置する。	(2) 設置基準 応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼または流出し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に設置する。

改 訂 前	改 訂 後
(3) 設置計画の作成等-----【県、市（総務部）】 市は被災状況等を基に必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。県は市からの報告を基に全体計画を作成する。 (4) 設置場所の提供等-----【市（総務部）、県、国】 【設置場所の提供等】 1) 設置場所の提供 国及び県は、応急仮設住宅の設置計画に応じて、国・県公有地を提供する。 2) 設置場所 設置予定場所は、国、県または市公有地とするが、私有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。 (5) 建設資材の調達-----【市（総務部）】 応急仮設住宅の建設は、社団法人プレハブ建築協会等と協定を締結し、その協力を得て建設する。 (6) 応急仮設住宅の借り上げ等-----【県、市（総務部）】	(3) 設置計画の作成等-----【県、市（総務部）】 市は被災状況等を基に必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。県は市からの報告を基に全体計画を作成する。 (4) 設置場所の提供等-----【国、県、市（総務部）】 1) 設置場所の提供 国及び県は、応急仮設住宅の設置計画に応じて、国・県公有地を提供する。 2) 設置場所 設置予定場所は、国、県または市公有地とするが、私有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結するものとする。 なお、その場所の選定に当たっては災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮するとともに、飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。 また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。 (5) 建設資材の調達-----【市（総務部）】 応急仮設住宅の建設は、協定締結団体の協力を得て建設する。 (6) 応急仮設住宅の借り上げ等-----【県、市（総務部）】

改 訂 前	改 訂 後
県は借り上げる住宅の仕様基準や標準契約書、借り上げ可能住宅の情報などを市へ提供する。市は必要な住宅の借り上げを行う。 (7) 入居者の選定等-----【市(総務部)、県】 県が、市の協力を得て被災者の状況を調査の上、次の基準に基づき決定する。 【入居者の選定基準】 1) 住家が全焼、全壊、または流失した者であること 2) 居住する住家がない者であること 3) 自らの資力をもってしては、住家を確保することのできない者であること ①生活保護法の被保護者並びに要保護者 ②特定の資産のない失業者 ③特定の資産のない未亡人、母子世帯、老人世帯、身体障がい者世帯、病弱者等 ④特定の資産のない勤労者、中小企業者 ⑤前各号に準ずる経済的弱者 また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、避難行動要支援者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、避難行動要支援者の優先入居に努める。	県は借り上げる民間賃貸住宅の仕様基準や標準契約書、協定締結団体から提供された借り上げ可能な民間賃貸住宅の情報などを市へ提供する。市は必要な民間賃貸住宅の借り上げを行う。 (7) 入居者の選定等-----【県、市(総務部)】 県が、市の協力を得て被災者の状況を調査の上、次の基準に基づき決定する。 1) 住家が全焼、全壊、または流失した者であること 2) 居住する住家がない者であること 3) 自らの資力をもってしては、住家を確保することのできない者であること ①生活保護法の被保護者並びに要保護者 ②特定の資産のない失業者 ③特定の資産のない未亡人、母子世帯、老人世帯、身体障がい者世帯、病弱者等 ④特定の資産のない勤労者、中小企業者 ⑤前各号に準ずる経済的弱者 また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、避難行動要支援者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、避難行動要支援者の優先入居に努める。

改 訂 前	改 訂 後
(8) 応急仮設住宅の管理-----【市(総務部)、県】 応急仮設住宅の管理は、市の協力を求めて県が行う。ただし、状況に応じ市に委任することができる。 4 建築物の応急復旧への支援 (1) 災害復旧用材(国有林材)の供給--【市(経済建設部)、県、国】 農林水産省(林野庁)は被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため国有林材の供給を行うこととしている。なお、関東森林管理局への災害復旧用材供給の要請は県が行う。市は、県に対して災害復旧用材供給要請を願い出る。 (2) 応急仮設住宅に必要な資機材の調達-----【県、国】 県は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて応急収容資機材関係省庁(農林水産省、経済産業省、国土交通省)に資機材の調達を要請することとしている。	(8) 応急仮設住宅の管理-----【県、市(総務部)】 応急仮設住宅の管理は、市の協力を求めて県が行う。ただし、状況に応じ市に委任することができる。 4 建築物の応急復旧への支援 (1) 災害復旧用材(国有林材)の供給--【国、県、市(経済部)】 農林水産省(林野庁)は被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため国有林材の供給を行うこととしている。なお、関東森林管理局への災害復旧用材供給の要請は県が行う。市は、県に対して災害復旧用材供給要請を願い出る。 (2) 応急仮設住宅に必要な資機材の調達-----【県、国】 県は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて、非常災害本部等を通じ、または応急収容資機材関係省庁(農林水産省、経済産業省、国土交通省)に、直接、あるいは派遣したリエゾンを通じて資機材の調達を要請することとしている。
第2 土木施設の応急復旧 ■ 基本事項 1 趣旨 地震発生時の避難、救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設を始め、道路、鉄道等の交通施設、河川及びその他	第2 土木施設の応急復旧 ■ 基本事項 1 趣 旨 災害時の避難、救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設を始め、道路、鉄道等の交通施設、河川及びその他の公

改 訂 前	改 訂 後
の公共土木施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たす。 このため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。 2 留意点 (1) 被害情報の収集・伝達体制の整備 施設の応急対策は、震災後の利用者の安全確保や市民生活及び社会・経済活動の確保の面からも迅速に行っていく必要があるため、地震発生後各施設の被害状況を速やかに把握し、それに対応した応急対策計画を策定し、実施することが重要である。このため、事前対策として各施設管理者が施設の被害状況の収集・伝達体制の整備を行っておくことが必要である。 (2) 地域間及び事業者間の協力体制の整備 各施設を所管する自治体及び事業者は、あらかじめ震災時の施設の応急対策に関し、地域間または事業者間の協力体制の整備を行っておくことが必要である。 3 活動項目 1 道路の応急復旧 2 鉄道の応急復旧	共土木施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動、また、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たす。 このため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。 2 留意事項 (1) 被害情報の収集・伝達体制の整備 施設の応急対策は、災害後の利用者の安全確保や市民生活及び社会・経済活動の確保の面からも迅速に行っていく必要があるため、地震発生後各施設の被害状況を速やかに把握し、それに対応した応急対策計画を策定し、実施することが重要である。このため、事前対策として各施設管理者が施設の被害状況の収集・伝達体制の整備を行っておくことが必要である。 (2) 地域間及び事業者間の協力体制の整備 各施設を所管する市及び事業者は、あらかじめ災害時の施設の応急対策に関し、地域間または事業者間の協力体制の整備を行っておくことが必要である。 3 対策項目 1 道路の応急復旧 2 鉄道の応急復旧

改訂前		改訂後	
3 その他土木施設の応急復旧		3 その他土木施設の応急復旧	
■ 対策		■ 対策	
1 道路の応急復旧		1 道路の応急復旧	
(1) 応急処置-----【市(経済建設部)、県、国】		(1) 情報収集-----【国、県、市(建設部)】	
機関名	応急措置	機関名	情報収集等の方針
県土木部、市	被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、各工事事務所においてはパトロールカーにより巡視を実施する。また、市町村及び地域住民等からの道路情報の収集に努める。 情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。	県(土木部)、市	被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、各工事事務所においてはパトロールカーにより巡視を実施する。また、市町村及び地域住民等からの道路情報の収集に努める。 情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。
機関名	応急措置	関東地方整備局	被害状況を速やかに把握するため、工事事務所、出張所においてはパトロールカーによる巡視を実施する。また、道路情報モニター等からの情報の収集に努める。これらの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の応急処置を行い交通路の確保に努める。
機関名	応急措置	機関名	応急復旧措置の方針
県土木部、市	被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に緊急輸送道路を最優先	県(土木部)、市	被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に緊急輸送道路を最優先

改訂前			改訂後		
		に復旧作業を行う。			に復旧作業を行う。
関東地方整備局		パトロール等による調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。	関東地方整備局		パトロール等による調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。
2 鉄道の応急復旧-----【関東鉄道株式会社】			2 鉄道の応急復旧-----【関東鉄道】		
(1) 組織及び動員			(1) 組織及び動員		
震災が発生し、または発生するおそれがある場合において必要があると認めたときは、震災対策本部を本社内に設置し、別に定める動員に基づき社員を動員して、応急対策を実施する。			関東鉄道(株)は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において必要があると認めた時は、災害対策本部を本社内に設置し、別に定める動員計画に基づき職員を動員して、応急対策を実施する。		
表 震災対策本部の構成及び担当事項			表 関東鉄道(株)の災害対策本部の構成及び担当事項		
本部長 (鉄道部長)	班	班 長	担 当 事 項		
	総 務 班	業務課長	事故関係者との一般的応接、事故に関する情報の収集及び発表、負傷者、遺家族等に対する乗車証の発行、自動車の運用、部外に対する応援依頼、他の班に属さない事項		
	運転車両班	運転車両課長	列車の運転計画及び整理、旅客貨物の輸送手配及び復旧資材の輸送手配その他についての伝達事項		
	保護・電気通信班	施設課長	線路、通信及び信号保安設備等の復旧及び点検		
本部長 (鉄道部長)	班	班 長	担 当 事 項		
	総 務 班	業務課長	・事故関係者との一般的応接 ・事故に関する情報の収集及び発表 ・負傷者、遺族等に対する乗車証の発行 ・自動車の運用 ・部外に対する応援依頼 ・他の班に属さない事項		
	運転車両班	運転車両課長	・列車の運転計画及び整理 ・旅客貨物の輸送手配及び復旧資材の輸送手配 ・上記等についての伝達		
	保護・電気	施設課長	・線路、通信、信号保安		

改 訂 前				改 訂 後			
			検		通 信 班		設備等の復旧及び点検
(2) 情報の収集・伝達				(2) 情報の収集・伝達			
運転司令は、震災が発生した場合、東日本旅客鉄道(株)連絡駅、ラジオ、消防機関及び警察機関等と連携を図り災害の情報を迅速に収集し、災害の状況に応じ、必要と認める箇所に速報するとともに、所要の手配を行う。				運転司令は、災害が発生した場合、東日本旅客鉄道(株)連絡駅、ラジオ放送事業者、消防機関及び警察機関等と連携を図り災害の情報を迅速に収集し、災害の状況に応じ、必要と認める箇所に速報するとともに、所要の手配を行う。			
(3) 応急措置の実施				(3) 応急措置の実施			
1) 初動措置				1) 初動措置			
【初動措置】				ア 乗務員の措置			
①乗務員の措置				列車運転中に地震を感知した場合は、橋梁、架道橋、築堤、切取り箇所等を避け、速やかに列車を安全箇所に停止させ、異常の有無を確かめる。 なお、付近に異常が認められない時は、次の停車場まで時速 25km 以下で注意運転し(建物、土砂崩壊、地盤沈下等に注意する。)異常の有無を次の停車場の駅長に通告する。			
②駅の措置				イ 駅の措置			
ア 強い地震を感知し運転上危険と認めたときは、列車の運転を見合わせて、直ちに、その状況を運輸課長に報告する。 イ 最初に到着した列車の乗務員から異常の有無を確かめる。				①強い地震を感知し運転上危険と認めた時は、列車の運転を見合わせて、直ちに、その状況を運転車両課長に報告する。 ②最初に到着した列車の乗務員から異常の有無を確かめる。			

改 訂 前	改 訂 後
ウ 隣接停車場の駅長と打合せて異常が認められないときは、運輸課長の指令を受けて、最初にその区画に進出する列車の運転士に注意運転の通告をして出発させる。 2) 旅客の救出救護 地震により列車または鉄道施設に被害が生じた場合は、駅長及び乗務員はその状況を速やかに判断し、先づ旅客を安全な場所に誘導するとともに、関係箇所、地元機関と連絡をとる。負傷者が生じた場合は、その救護に全力を尽くし、居合わせた職員は、その職種を問わずこれに協力する。 3) 災害時の輸送 地震により鉄道施設に被害が生じ列車の運転が不能となった場合は、その状況により列車の折返し運転、不通箇所のバス代行輸送等の手配を行うとともに、線路及びその他被害箇所の復旧に全力をつくし、早急に輸送の回復に努める。 (4) 広報活動の実施 震災の状況、復旧の見通し及び列車の運行、バス代行輸送状況等については、駅改札口、待合室の見やすい場所への掲示等により、周知徹底を図る。	③隣接停車場の駅長と打合せて異常が認められない時は、運転車両課長の指令を受けて、最初にその区画に進出する列車の運転士に注意運転の通告をして出発させる。 2) 旅客の救出救護 地震により列車または鉄道施設に被害が生じた場合は、駅長及び乗務員はその状況を速やかに判断し、まず旅客を安全な場所に誘導するとともに、関係箇所、地元機関と連絡をとる。負傷者が生じた場合は、その救護に全力を尽くし、居合わせた職員は、その職種を問わずこれに協力する。 3) 災害時の輸送 地震により鉄道施設に被害が生じ列車の運転が不能となった場合は、その状況により列車の折返し運転、不通箇所のバス代行輸送等の手配を行うとともに、線路及びその他被害箇所の復旧に全力をつくし、早急に輸送の回復に努める。 (4) 広報活動の実施 災害の状況、復旧の見通し及び列車の運行、バス代行輸送状況等については、駅改札口、待合室の見やすい場所への掲示等により、周知徹底を図る。

改 訂 前	改 訂 後
3 その他土木施設の応急復旧 (1) 河川、砂防及び治山施設の応急復旧----- -----【河川、砂防、治山施設管理者】 地震により河川、砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。 【河川、砂防及び治山施設の応急復旧】 1) 河川施設 堤防及び護岸の破壊等については、クラック等からの雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。 2) 砂防施設 砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。 3) 治山施設 治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。 (2) 農地・農業用施設の応急復旧----- -----【市(経済建設部)、土地改良区、農業従事者】	3 その他土木施設の応急復旧 (1) 河川、砂防及び治山施設の応急復旧----- -----【河川、砂防、治山施設管理者】 地震により河川、砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。 1) 河川施設 堤防及び護岸の破壊等については、クラック等からの雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機場等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締め切りを行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。 2) 砂防施設 砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。 3) 治山施設 治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。 (2) 農地・農業用施設の応急復旧----- -----【市(経済部)、土地改良区、農業従事者】

改 訂 前	改 訂 後
地震により農地・農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。 【農地・農業用施設の応急復旧】 1) 点検 農地・農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については受益土地改良区が点検を行う。農道については市において通行の危険等の確認、点検を行う。 2) 用水の確保 農業用ため池、用水施設、幹線管水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす恐れの高いと判断されるものを優先に補修を行う。 3) 排水の確保 排水機による常時排水地帯については、過搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。 4) 農道の交通確保 市は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。	地震により農地・農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。 1) 点 検 農地・農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については受益土地改良区が点検を行う。 2) 用水の確保 農業用ため池、用水施設、幹線管水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。 3) 排水の確保 排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。
第3 ライフライン施設の応急復旧 ■ 基本事項 1 趣旨 上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震発生時にお	第3 ライフライン施設の応急復旧 ■ 基本事項 1 趣 旨 上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震発生時にお

改 訂 前	改 訂 後
ける被災者の生活確保などの応急対策活動において重要な役割を果たすものである。 これらの施設が震災により被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。 このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、応急体制を整備する。また、市及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図る。 2 留意点 (1) 被害状況の把握 ライフライン施設の応急対策活動を迅速に進めるためには、地震発生後、各施設の被害状況を速やかに把握して、それに対応した応急対策計画を策定し、実施していく必要がある。このため、あらかじめ各事業者が被害情報の収集・伝達体制を整備しておくことが必要である。 (2) 事業者間の協力体制の整備 地震時におけるライフライン施設の被害は、地震の規模や	ける被災者の生活確保などの応急対策活動において重要な役割を果たすものである。 これらの施設が災害により被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。 このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、応急体制を整備する。また、市及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図る。 2 留意事項 (1) 被害状況の把握 ライフライン施設の応急対策活動を迅速に進めるためには、地震発生後、各施設の被害状況を速やかに把握して、それに対応した応急対策計画を策定し、実施していく必要がある。このため、あらかじめ各事業者が被害情報の収集・伝達体制を整備しておくことが必要である。 また、県、市及び防災関係機関は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。 (2) 事業者間の協力体制の整備 地震時におけるライフライン施設の被害は、地震の規模や

改 訂 前	改 訂 後
震源の位置、地盤等によって異なる。このため、特に被害の集中した施設については、市内及び市外の事業者による協力が必要となってくることから、事業者間の協力体制の整備を図っておくことが必要である。 3 活動項目 1 電力施設の応急復旧 2 電話施設の応急復旧 3 ガス施設の応急復旧 4 上水道施設の応急復旧 5 下水道施設の応急復旧 ■ 対策 1 電力施設の応急復旧-----【東京電力株式会社茨城支店】 (1) 応急復旧の実施 1) 通報、連絡 通報、連絡は、通信連絡施設及び加入電話等を利用して行う。 2) 災害時における情報の収集、連絡 ①情報の収集、報告 災害が発生した場合は、支店及び第一線機関等の本(支)部長は、次に掲げる情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級本(支)部に報告する。 【情報の収集・報告内容】	震源の位置、地盤等によって異なる。このため、特に被害の集中した施設については、市内及び市外の事業者による協力が必要となってくることから、事業者間の協力体制の整備を図っておくことが必要である。 3 対策項目 1 電力施設の応急復旧 2 電話施設の応急復旧 3 ガス施設の応急復旧 4 上水道施設の応急復旧 5 下水道施設の応急復旧 ■ 対 策 1 電力施設の応急復旧-----【東京電力パワーグリッド】 (1) 応急復旧の実施 1) 通報、連絡 通報、連絡は、通信連絡施設、通信連絡設備及び加入電話等を利用して行う。 2) 災害時における情報の収集、連絡 ア 情報の収集、報告 災害が発生した場合は、(総)支社の(本)支部長は、次に掲げる情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級(本)支部に報告する。

改 訂 前	改 訂 後
ア 一般情報 (ア) 気象、地象情報 (イ) 一般被害情報 一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等公共の用に供する施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報 (ウ) 対外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況） (エ) その他災害に関する情報（交通状況等） イ 当社被害情報 (ア) 電力施設等の被害状況及び復旧状況 (イ) 停電による主な影響状況 (ウ) 復旧機材、応援隊、食料等に関する事項 (エ) 従業員の被害状況 (オ) その他災害に関する情報 ②情報の集約 上級本(支)部は、下級本(支)部からの被害情報等の報告及び独自に地方公共団体から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。 ③通話制限 【通話制限】 ア 災害時の保安通信を確保するため、本(支)部は、必要	①一般情報 ・気象、地象情報 ・一般被害情報（一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等公共の用に供する施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報） ・対外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況） ・その他災害に関する情報（交通状況等） ②当社被害情報 ・電力施設等の被害状況及び復旧状況 ・停電による主な影響状況 ・復旧機材、応援隊、食料等に関する事項 ・従業員の被害状況 ・その他災害に関する情報 イ 情報の集約 上級（本）支部は、下級（本）支部からの被害情報等の報告及び独自に地方公共団体から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。 ウ 通話制限 ①災害時の保安通信を確保するため、（本）支部長は、必

改 訂 前	改 訂 後
と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じる。 イ 非常体制の発令前であっても、保安通信を確保するうえで必要と認めたときは、支店及び第一線機関等においてはその長の判断により通話制限その他必要な措置を講じる。 3) 災害時における広報 【広報】 ①広報活動 災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。 また、災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や通電による火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。 ア 無断昇柱、無断工事はしないこと。 イ 電柱の倒壊・折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。 ウ 断線、垂下している電線には絶対に触らないこと。 エ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。 オ 屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。 カ その他事故防止のため留意すべき事項。	要と認めた時は、通話制限その他必要な措置を講じる。 ②非常体制の発令前であっても、保安通信を確保する上で必要と認めた時は、（総）支社にあっては（本）支部長の判断により通話制限その他必要な措置を講じる。 3) 災害時における広報 ア 広報活動 災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。 また、災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や通電による火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。 ①無断昇柱、無断工事はしないこと ②電柱の倒壊・折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること ③断線、垂下している電線には絶対に触らないこと ④浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと ⑤屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること ⑥その他事故防止のため留意すべき事項

改 訂 前	改 訂 後
②広報の方法 広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。 4) 対策要員の確保 【対策要員の確保】 ① 対策要員の確保 ア 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。 イ 非常体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する本(支)部に出動する。 ウ 交通途絶等により所属する本(支)部に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する本(支)部に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。 ② 対策要員の広域運営 復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。 5) 災害時における復旧資材の確保 【復旧資材の確保】	4) 対策要員の確保 ア 対策要員の確保 ①夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。 ②非常体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する(本)支部に出動する。 ③交通途絶等により所属する(本)支部に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する(本)支部に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。 イ 対策要員の広域運営 復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生した時は応援の要請を行う。 5) 災害時における復旧資材の確保

改 訂 前	改 訂 後
① 調達 本(支)部は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達が必要となる資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。 ア 現地調達 イ 本(支)部相互の流用 ② 輸送 災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇等により行う。 ③ 復旧資材置場等の確保 災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。 6) 災害時における危険予防措置 電力需要の実態に鑑み、災害時において原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、本(支)部は送電停止等適切な危険予防措置を講じる。 7) 災害時における基本方針 【災害時における基本方針】 ① 応急工事の基本方針 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との	ア 調達 (本)支部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達が必要となる資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。 ・ 現地調達 ・ (本)支部相互の流用 イ 輸送 災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇等により行う。 ウ 復旧資材置場等の確保 災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。 6) 災害時における危険予防措置 電力需要の実態に鑑み、災害時において原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、(本)支部長は送電停止等適切な危険予防措置を講じる。 7) 災害時における基本方針 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

改 訂 前	改 訂 後
関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。 ②応急工事基準 災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。 ア 送電設備 ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。 イ 変電設備 機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。 ウ 配電設備 非常災害仮復旧標準工法により迅速、適切な復旧を行う。 エ 通信設備 可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用による通信を確保する。	【応急工事基準】 災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。 ①送電設備 ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。 ②変電設備 機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。 ③配電設備 非常災害仮復旧標準工法により迅速、適切な復旧を行う。 ④通信設備 可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用による通信を確保する。
8) 復旧計画 【復旧計画】 ①本(支)部は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級本(支)部に速やかに報告する。 ア 復旧応援要員の必要の有無	8) 復旧計画 ア (本) 支部は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を立てると同時に、上級(本)支部に速やかに報告する。 ①復旧応援要員の必要の有無

改訂前		改訂後															
	イ 復旧要員の配置状況 ウ 復旧資材の調達 エ 電力系統の復旧方法 オ 復旧作業の日程 カ 仮復旧の完了見込 キ 宿泊施設、食料等の手配 ク その他必要な対策 ②上級本(支)部は、前項の報告に基づき下級本(支)部に対し、復旧対策について必要な指示を行う。		②復旧要員の配置状況 ③復旧資材の調達 ④電力系統の復旧方法 ⑤復旧作業の日程 ⑥仮復旧の完了見込 ⑦宿泊施設、食料等の手配 ⑧その他必要な対策 イ 上級（本）支部は、前項の報告に基づき下級（本）支部に対し、復旧対策について必要な指示を行う。														
	9) 復旧順位 復旧計画の策定及び実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。		9) 復旧順位 復旧計画の策定及び実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。														
	<table><tr><th>設備名</th><th>復旧順位</th></tr><tr><td rowspan="4">送電設備</td><td>①全回線送電不能の主要線路 ②全回線送電不能のその他の線路 ③一部回線送電不能の重要線路 ④一部回線送電不能のその他の線路</td></tr><tr><td>①主要幹線の復旧に関する送電用変電所 ②都心部に送配電する送電系統の中間変電所 ③重要施設に配電する配電用変電所(この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。)</td></tr><tr><td>配電設備</td><td>①病院、交通、通信、報道機関、水道、ガ</td></tr></table>	設備名	復旧順位	送電設備	①全回線送電不能の主要線路 ②全回線送電不能のその他の線路 ③一部回線送電不能の重要線路 ④一部回線送電不能のその他の線路	①主要幹線の復旧に関する送電用変電所 ②都心部に送配電する送電系統の中間変電所 ③重要施設に配電する配電用変電所(この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。)	配電設備	①病院、交通、通信、報道機関、水道、ガ		<table><tr><th>設備名</th><th>復旧順位</th></tr><tr><td rowspan="4">送電設備</td><td>①全回線送電不能の主要線路 ②全回線送電不能のその他の線路 ③一部回線送電不能の重要線路 ④一部回線送電不能のその他の線路</td></tr><tr><td>①主要幹線の復旧に関する送電用変電所 ②都心部に送配電する送電系統の中間変電所 ③重要施設に配電する配電用変電所(この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。)</td></tr><tr><td>配電設備</td><td>①病院、交通、通信、報道機関、水道、ガ</td></tr></table>	設備名	復旧順位	送電設備	①全回線送電不能の主要線路 ②全回線送電不能のその他の線路 ③一部回線送電不能の重要線路 ④一部回線送電不能のその他の線路	①主要幹線の復旧に関する送電用変電所 ②都心部に送配電する送電系統の中間変電所 ③重要施設に配電する配電用変電所(この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。)	配電設備	①病院、交通、通信、報道機関、水道、ガ
設備名	復旧順位																
送電設備	①全回線送電不能の主要線路 ②全回線送電不能のその他の線路 ③一部回線送電不能の重要線路 ④一部回線送電不能のその他の線路																
	①主要幹線の復旧に関する送電用変電所 ②都心部に送配電する送電系統の中間変電所 ③重要施設に配電する配電用変電所(この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。)																
	配電設備	①病院、交通、通信、報道機関、水道、ガ															
	設備名	復旧順位															
送電設備	①全回線送電不能の主要線路 ②全回線送電不能のその他の線路 ③一部回線送電不能の重要線路 ④一部回線送電不能のその他の線路																
	①主要幹線の復旧に関する送電用変電所 ②都心部に送配電する送電系統の中間変電所 ③重要施設に配電する配電用変電所(この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。)																
	配電設備	①病院、交通、通信、報道機関、水道、ガ															

改 訂 前		改 訂 後	
	ス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要設備への供給回線 ②その他の回線		ス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要設備への供給回線 ②その他の回線
通 信 設 備	①給電指令回線（制御・監視及び保護回線） ②災害復旧に使用する保安回線 ③その他保安回線	通 信 設 備	①給電指令回線（制御・監視及び保護回線） ②災害復旧に使用する保安回線 ③その他保安回線

2 電話施設の応急復旧

(1) 東日本電信電話株式会社茨城支店災害対策本部（各班の分担）-----【東日本電信電話株式会社】

①災害対策本部、地震災害警戒本部、国民保護対策本部、支援本部

班 名	役 割
本部長	・本部の統括・指揮に関すること ・災害対策、国民保護対策及び災害復旧に関する基本方針の決定に関すること
副本部長	・本部長の補佐及び本部長不在時代行に関すること
副本部長補佐	・副本部長の補佐を行う
情報統括班	・本部の運営・調整に関すること ・本部全体の情報（収集／記録／発出）に関すること ・行政対応（県・市町村・警察・消防等）に関すること ・事業継続に関する災害対策会議の運営に関すること ・レスキュー隊員及び社員等の招集に関すること ・災害用伝言サービスの運用（運用の開始、提

2 電話施設の応急復旧

(1) 東日本電信電話株式会社（茨城支店）の対策-----【東日本電信電話】

1) 電話停止時の応急措置

ア 通信のそ通に対する応急措置

災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置、及び臨時公衆電話の設置等を実施する。

イ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

市が指定する避難所等に設置され、災害発生時に緊急連絡手段として使用できる。

ウ 通信の利用制限

通信が著しく輻そうした場合は、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。

エ 災害用伝言サービスの運用

大規模災害時における電話の輻そうの影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等を可能とする災害用伝言ダイヤル“１７１”を提供する。

2) 災害等応急復旧の実施

改訂前		改訂後																
	供条件の変更、終了)に関すること	重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、次の各号に示す復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。																
サービス統括班	- 電気通信サービスの提供状況(被災及び復旧)に関すること - トラヒックのそ通に関すること - 災害用伝言サービスの運用、設定に関すること - 他電気通信事業者設備の状況(被災及び復旧)に関すること - 特設公衆(衛星機器)の設置・廃止に関すること - 所内系災害対策機器の設置、運用に関すること - 広域支援(派遣、受入)に伴う総括的業務に関すること	<table><tr><th colspan="3">表 電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等</th></tr><tr><th colspan="3">重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）</th></tr><tr><td>第一順位</td><td colspan="2">気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関</td></tr><tr><td>第二順位</td><td colspan="2">ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第一順位以外の国または地方公共団体</td></tr><tr><td>第三順位</td><td colspan="2">第一順位、第二順位に該当しないもの</td></tr></table>		表 電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等			重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）			第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関		第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第一順位以外の国または地方公共団体		第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの	
表 電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等																		
重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）																		
第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関																	
第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第一順位以外の国または地方公共団体																	
第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの																	
建物電力班	- 電力設備、空調設備の状況(被災及び復旧)に関すること - 建物(電気通信ビル)の状況(被災及び復旧)に関すること - 計画停電等の対応に関すること - 復旧措(非常用電源、移動電源車の配車等含む)に関すること - 燃料調達(車両燃料含む)／デリバリに関すること	3) 復旧を優先する電気通信サービス																
		①電話サービス（固定系・移動系）																
		②総合デジタル通信サービス																
		③専用サービス（国際・国内通信事業者回線、社内専用線を含む。）																
		④パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む。）																
		⑤衛星電話サービス																
所外設備班	- 応急復旧に関すること - 現場調達に関すること - 設備復旧に関すること - 所外系広域支援の状況把握、調整に関すること - 特設公衆電話の開通／廃止に関すること	4) 大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標																
		<table><tr><th>復旧順位</th><th colspan="2">応急復旧の目標</th></tr><tr><td>第一段階</td><td>2)に示す復旧第一順位及び第二順位機関が利用する、3)に示す復旧優先</td><td>災害救助機関等、重要通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急</td></tr></table>		復旧順位	応急復旧の目標		第一段階	2)に示す復旧第一順位及び第二順位機関が利用する、3)に示す復旧優先	災害救助機関等、重要通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急									
復旧順位	応急復旧の目標																	
第一段階	2)に示す復旧第一順位及び第二順位機関が利用する、3)に示す復旧優先	災害救助機関等、重要通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急																
所内設備班	- 応急復旧に関すること - 現場調達に関すること																	

第3章 地震災害応急対策計画

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改 訂 前			改 訂 後		
		・設備復旧に関すること ・所内系広域支援の状況把握、調整に関すること ・地震防災応急対策に関すること（＊1） ・地震防災応急対策を実施する上で必要とする要員の計画及び応援措置に関すること（＊1） ・必要な機器及び工事用車両の措置に関すること ・電気通信設備等の安全対策に関すること（＊1）、（＊2）		サービスの復旧のほか、避難所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の取付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。	復旧に最低限必要となるサービスについては24時間以内、その他サービス及び重要加入者については3日以内を目標とする。
			第二段階	第一段階の復旧を拡大するとともに、住民の復帰状況等に合わせて一般加入電話等の復旧も逐次行う。	第一段階に引き続きできるだけ迅速に行う。長くても10日以内を目標とする。
	資材班	・調達に関すること ・緊急輸送に関すること ・調達計画に関すること（＊1） ・緊急輸送計画に関すること（＊1）			
	法人ユーザ班	・AMを通じてユーザ情報の収集及び意向調査に関すること ・お客様要望に沿った復旧、移転、新設工事計画作成に関すること ・お客様向け広報資料作成に関すること ・全国システムを有するお客様の復旧調査に関すること			
	法人ユーザ班	・重要ユーザ等の復旧優先調整に関すること			
	マスユーザ班	・利用者の利便に関する事項の指導に関すること ・臨時お客様窓口及び電話受付に関すること ・特設公衆電話のニーズ把握、お客様案内及び提供状況に関すること ・料金（公衆電話、基本料等）に関すること ・お客様対応上の必要な措置計画に関すること（＊1）			

第3章 地震災害応急対策計画

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改訂前		改訂後
	・電気通信サービスの臨時的措置に関すること（※1） ・お客様対応上の必要な要員措置に関すること（※1）	
広報班	・社内外広報に関すること ・お客様の声の収集等に関すること ・本部活動、現地復旧活動等の写真・映像による記録に関すること	
総務厚生班	・社員の安否・住宅被害調査、その措置に関すること ・後方支援活動に関すること ・医療活動に関すること ・総務、経理、庶務活動に関すること ・救護活動の準備に関すること（※1） ・労務及び局舎管理に関すること（※1）	
注：（※1）は、地震災害警戒本部等が設置された場合の追加事務		
（※2）は、国民保護対策本部が設置された場合の追加事務		
②関係組織		
接続営業担当	・他事業者設備・回線の被災状況の把握に関すること ・事業者への情報提供に関すること ・復旧計画に関すること	
③現地復旧本部		
本部長	・応急復旧に関する統括、自対策組織の指揮統括に関すること	
情報連絡班	・茨城支店本部、現地本部との情報に関する	

改訂前

	こと ・ 自対策組織の情報の取りまとめに関すること ・ 本部長の補佐に関すること
応急復旧班	・ 現地応急復旧に関すること

(2) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ-----
-----【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】

1) 災害が発生した場合には地方自治体の要請により避難所、現地災害対策本部機関等へ携帯電話の貸出しに務める。

2) 応急復旧の実施

①災害対策本部の設置

震災等による災害が発生した場合は、災害対策本部を設置し当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

ドコモ茨城支店災害対策本部組織図

本部長	副本部長	情報統括	設備班
			社内システム
			法人ユーザ班
			マスユーザ班
			総務厚生班

改訂後

改 訂 前	改 訂 後												
	<table> <tr> <td></td><td>の取りまとめ業務</td></tr> <tr> <td>設 備 復 旧 班</td><td>設備の復旧・応急復旧に関する業務</td></tr> <tr> <td>お 客 様 対 応 班 (法 人 ユ ー ザ)</td><td>重要法人・自治体・代理店法人等の支援に関する業務</td></tr> <tr> <td>お 客 様 対 応 班 (マ ス ュ ー ザ ・ 代 理 店)</td><td>ドコモショップの運営に関する業務</td></tr> <tr> <td>避 難 所 支 援 班</td><td>避難所等での避難者支援業務</td></tr> <tr> <td>総 務 厚 生 班</td><td>社印等の安否／服務／経理、報道機関等に関する業務</td></tr> </table>		の取りまとめ業務	設 備 復 旧 班	設備の復旧・応急復旧に関する業務	お 客 様 対 応 班 (法 人 ユ ー ザ)	重要法人・自治体・代理店法人等の支援に関する業務	お 客 様 対 応 班 (マ ス ュ ー ザ ・ 代 理 店)	ドコモショップの運営に関する業務	避 難 所 支 援 班	避難所等での避難者支援業務	総 務 厚 生 班	社印等の安否／服務／経理、報道機関等に関する業務
	の取りまとめ業務												
設 備 復 旧 班	設備の復旧・応急復旧に関する業務												
お 客 様 対 応 班 (法 人 ユ ー ザ)	重要法人・自治体・代理店法人等の支援に関する業務												
お 客 様 対 応 班 (マ ス ュ ー ザ ・ 代 理 店)	ドコモショップの運営に関する業務												
避 難 所 支 援 班	避難所等での避難者支援業務												
総 務 厚 生 班	社印等の安否／服務／経理、報道機関等に関する業務												
3 ガス施設の応急復旧-----【ガス事業者】 (1) ガス停止時の代替措置 被災者救援対策としては、LP ガス供給の早期復旧が最優先ではあるが、防災上重要な施設を点検し、機能及び安全性の確認と復旧作業を行うとともに、臨時供給を含めた代替熱源を確保する。 【ガス停止時の代替措置】 1) 需要家情報から、設備の復旧方法を整備し、臨時供給を含めた供給方法を想定しておく。 2) 一般需要家の代替熱源として、カセットコンロ等による対応が図れるよう、調達できる体制を整備しておく。 (2) LP ガスの復旧 LP ガスは、容器にて各戸別に供給されるため、都市ガス等と異なり、管路の破損による供給の遅滞は発生しないが、	3 ガス施設の応急復旧-----【ガス事業者】 (1) ガス停止時の代替措置 被災者救援対策としては、LP ガス供給の早期復旧が最優先ではあるが、防災上重要な施設を点検し、機能及び安全性の確認と復旧作業を行うとともに、臨時供給を含めた代替熱源を確保する。 1) 需要家情報から、設備の復旧方法を整備し、臨時供給を含めた供給方法を想定しておく。 2) 一般需要家の代替熱源として、カセットコンロ等による対応が図れるよう、調達できる体制を整備しておく。 (2) LP ガスの復旧 LP ガスは、容器にて各戸別に供給されるため、都市ガス等と異なり、管路の破損による供給の遅滞は発生しないが、												

改 訂 前	改 訂 後
ガス事業者は、家庭内ガス供給設備が損傷した場合の対策を十分に考慮するとともに、付近のガス供給施設が損害を受けた場合の代替調達対策を講じる必要がある。 4 上水道施設の応急復旧-----【市(経済建設部)】 (1) 上水道停止時の代替措置 第3章 第5節 第5「生活救援物資の供給」を参照する。 (2) 応急復旧の実施 1) 作業体制の確保 下妻市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、本市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。 2) 応急復旧作業の実施 下妻市は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難所、福祉施設、老人施設等の施設については、優先的に作業を行う。 【応急復旧の行動指針】 ・施設復旧の完了の目標を明らかにすること。 ・施設復旧の手順及び方法を明らかにすること。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにすること。 ・施設復旧にあたる班編成(人員・資機材)の方針を明らかにすること。その際、被災して集合できない職員がある	ガス事業者は、家庭内ガス供給設備が損傷した場合の対策を十分に考慮するとともに、付近のガス供給施設が損害を受けた場合の代替調達対策を講じる必要がある。 4 上水道施設の応急復旧-----【市(建設部)】 (1) 上水道停止時の代替措置 第3章 第5節 第5「生活救援物資の供給」を参照する。 (2) 応急復旧の実施 1) 作業体制の確保 市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、本市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。 2) 応急復旧作業の実施 市は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難所、福祉施設、老人施設等の施設については、優先的に作業を行う。 【応急復旧の行動指針】 ・施設復旧の完了の目標を明らかにすること ・施設復旧の手順及び方法を明らかにすること。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにすること ・施設復旧にあたる班編成(人員・資機材)の方針を明らかにすること。その際、被災して集合できない職員がある

改 訂 前	改 訂 後
ことを想定すること。 ・被災状況の調査、把握方法を明らかにすること。 ・応急復旧の資機材の調達方法を明らかにすること。 ・応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにすること。 ①配管設備破損の場合 配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網から給水を行う。また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上または浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。 ②水源施設破壊の場合 取水施設が破壊され復旧困難な場合は、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。 ③水道水の衛生保持 上水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入する恐れがある場合は、水道の使用を一時停止するよう住民に周知する。 3) 応急復旧資機材の確保 下妻市は、削岩機、堀削機等の応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。	ことを想定すること ・被災状況の調査、把握方法を明らかにすること ・応急復旧の資機材の調達方法を明らかにすること ・応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにすること ア 配管設備破損の場合 配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網から給水を行う。また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上または浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。 イ 水源施設破壊の場合 取水施設が破壊され復旧困難な場合は、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。 ウ 水道水の衛生保持 上水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時停止するよう住民に周知する。 3) 応急復旧資機材の確保 市は、削岩機、堀削機等の応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。

改 訂 前	改 訂 後
県は、市からの要請があった場合は、他の関係機関に対し、協力を要請するなど資機材の確保に努める。 4) 住民への広報 下妻市は、断減水の状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。 5) 災害対策マニュアルの作成 下妻市は、被災施設の被害の最小化と迅速な復旧を図るため、「災害対策マニュアル」を整備し、災害対応体制や関係機関との連絡方法、応急復旧の具体的方針を定める。 また、発災直後の巡視や応急工事実施を円滑に行うため、あらかじめ建設業者等と協定を締結しておく。 ①作業体制の確保 災害時は直ちに災害対策本部、現地災害対策本部を設置するとともに、受水団体や関係機関との連携により、速やかな応急復旧を図るための体制を確保する。 ②災害復旧資機材の備蓄 ア 資材 応急復旧用の資材は水道用水供給事業者の備蓄品を利用するが、不足がある場合はメーカーや各工事会社等の貯蔵品で対応する。 イ 車両、その他機材 緊急工事の協定業者から動員する。	県は、市からの要請があった場合は、他の関係機関に対し、協力を要請するなど資機材の確保に努める。 4) 市民への広報 市は、断減水の状況、応急復旧の見通し等について、市民への広報を実施する。 5) 災害対策マニュアルの作成 市は、被災施設の被害の最小化と迅速な復旧を図るため、「災害対策マニュアル」を整備し、災害対応体制や防災関係機関との連絡方法、応急復旧の具体的方針を定める。 また、発災直後の巡視や応急工事実施を円滑に行うため、あらかじめ建設業者等と協定を締結しておく。 ア 作業体制の確保 災害時は直ちに災害対策本部、現地災害対策本部を設置するとともに、受水団体や防災関係機関との連携により、速やかな応急復旧を図るための体制を確保する。 イ 災害復旧資機材の備蓄 ①応急復旧用の資材は、水道用水供給事業者の備蓄品を利用するが、不足がある場合はメーカーや各工事会社等の貯蔵品で対応する。 ②車両、その他機材は、緊急工事の協定業者から動員する。
5 下水道施設の応急復旧-----【市(経済建設部)】	5 下水道施設の応急復旧-----【市(建設部)】

改 訂 前	改 訂 後
(1) 下水道停止時の代替措置 【下水道停止時の代替措置】 1) 緊急汲取りの実施 市は、便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲取りを実施する。 2) 仮設トイレの設置 市は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置する。 (2) 応急復旧の実施 1) 作業体制の確保 市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。 2) 応急復旧作業の実施 市は、次の通り応急復旧作業を実施する。 【応急復旧作業】 ①下水管渠 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。 ②ポンプ場、終末処理場	(1) 下水道停止時の代替措置 1) 緊急汲取りの実施 市は、便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲取りを実施する。 2) 仮設トイレの設置 市は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置する。 (2) 応急復旧の実施 1) 作業体制の確保 市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。 県は、市から協力要請があった場合は、他の防災関係機関に対し協力を要請するなど、広域的な作業体制の確保に努める。 2) 応急復旧作業の実施 市は、次のとおり応急復旧作業を実施する。 ア 下水管渠 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。 イ ポンプ場

改 訂 前	改 訂 後
停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。 終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒液に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に高度処理機能の回復に努める。 ③住民への広報 市は、被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。	停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。 ウ 市民への広報 市は、被害状況、応急復旧の見通し等について、市民への広報を実施する。
第4 清掃・防疫・障害物の除去 ■ 基本事項 1 趣旨 災害による大量の廃棄物(粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等)や倒壊物・落下物等による障害物の発生、並びに感染症等の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の特に処理施設の被害、	第4 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去 ■ 基本事項 1 趣 旨 災害による大量の廃棄物(粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等)や倒壊物・落下物等による障害物の発生、並びに感染症等の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の特に処理施設の被害、

改 訂 前	改 訂 後
通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、同時大量の廃棄物処理、防疫、解体・がれき処理等の活動を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図っていくものとする。 2 留意点 (1) 災害時のごみ及びし尿発生量の推定 ごみ及びし尿処理については、あらかじめ災害時のごみ及びし尿の発生量を想定し、各々の作業計画に反映させておくことによって処理活動の円滑化を図ることが必要である。 (2) 広域処理体制の整備 清掃事業は、市が個別に行う事業であるため、被災地域が局所的となるような場合は、特に市町村間での協力が必要である。このため、県内及び近隣県の市町村、また、民間の関連事業者に対しても応援を要請できるようあらかじめ広域処理体制を整備しておくことが必要である。 (3) 防疫措置体制の整備 防疫措置を講ずるために必要な消毒薬・器具機材や要員の確保が迅速にできるシステムを作っておくことが必要である。 (4) 被災住宅、避難所及び仮設住宅における衛生確保	通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、同時大量の廃棄物処理、防疫、解体・がれき処理等の活動を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図っていくものとする。 2 留意事項 (1) 災害時のごみ及びし尿発生量の推計 ごみ及びし尿処理については、あらかじめ災害時のごみ及びし尿の発生量を想定し、各々の作業計画に反映させておくことによって処理活動の円滑化を図ることが必要である。 (2) 広域処理体制の整備 清掃事業は、市が個別に行う事業であるため、被災地域が局所的となるような場合は、特に市町村間での協力が必要である。このため、県内及び近隣県の市町村、また、民間の関連事業者に対しても応援を要請できるようあらかじめ広域処理体制を整備しておくことが必要である。 (3) 防疫措置体制の整備 防疫措置を講ずるために必要な消毒薬・器具機材や要員の確保が迅速にできるシステムを作っておくことが必要である。 (4) 被災住宅、避難所及び仮設住宅における衛生確保

改 訂 前	改 訂 後
応急的な避難所などで避難生活が夏期に遭遇したり長期化する場合などでは、避難所等における衛生確保を図るとともに生活者に対し必要な啓発を行うことが必要である。 (5) 食品の安全確保 被災地において供給される炊き出しによる食事及び他の場所から調達される弁当などの食品の安全を確保するため、炊き出し場所や弁当調製施設における衛生指導が必要である。 3 活動項目 1 清 掃 2 防 疫 3 障害物の除去 ■ 対策 1 清掃-----【市(市民部)】 (1) ごみ処理 1) ごみ排出量の推定 市は、災害時に処理するごみを、災害により排出されるもの(建物倒壊、火災による建物の焼失)と一般生活により発生するものとに区分し、各々について排出量を推定し清掃計画を策定する。	応急的な避難所などで避難生活が夏期に遭遇したり長期化したりする場合などでは、避難所等における衛生確保を図るとともに生活者に対し必要な啓発を行うことが必要である。 (5) 食品の安全確保 被災地において供給される炊き出しによる食事及び他の場所から調達される弁当などの食品の安全を確保するため、炊き出し場所や弁当調製施設における衛生指導が必要である。 3 対策項目 1 災害廃棄物の処理 2 防 疫 3 障害物の除去 ■ 対 策 1 災害廃棄物の処理-----【市(市民部)】 (1) ごみ処理 1) ごみ排出量の推計 市は、被害状況を把握し、被害棟数の情報と発生原単位を用いて災害時のごみの発生量を推計し、仮置場内の測量等による実績値を用いて、適宜、発生量の見直しを図る。 また、市は、災害時に処理するごみを、災害により排出されるものと一般生活により発生するものとに区分し、災害時のごみ処理計画を策定する。

改訂前

表　ごみ処理算出基準

区　　分			被災世帯 1 m ² 当　　た　　り	
災害発生 による予 想排出量	木造建築物倒壊	全　　　壊	1.0 t	
		半　　　壊	0.5 t	
	水害による被害	流　　　失	1.0 t	
		床　上　浸　水	0.2 t	
	火災による延焼	焼失木造家屋	0.2 t	
一　般　生　活　ご　み　排　出　量			1人1日当たり	1.0 kg

2) 作業体制の確保

市は、迅速に処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立する。また、あらかじめ近隣市町、民間の廃棄物処理事業者、土木・運送事業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備しておく。

3) 処理対策

【処理対策】

①状況把握

市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

②住民への広報

市は、すみやかに仮集積場及び収集日時を定めて住民に広報する。

③処理の実施

改訂後

表　ごみ処理算出基準

区　　分			被災世帯 1 m ² 当　　た　　り	
災害発生 による予 想排出量	木造建築物倒壊	全　　　壊	1.0 t	
		半　　　壊	0.5 t	
	水害による被害	流　　　失	1.0 t	
		床　上　浸　水	0.2 t	
	火災による延焼	焼失木造家屋	0.2 t	
一　般　生　活　ご　み　排　出　量			1人1日当たり	1.0 kg

2) 作業体制の確保

市は、ごみ処理の主体として、組織体制及び指揮系統を定めるとともに、業務委託等による作業員の確保について検討する。また、災害時に備え、近隣市町、民間の廃棄物処理事業者、土木・運送業者等と連携体制を構築する。

3) 処理対策

①状況把握

市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

②市民への広報

市は、速やかにごみの分別方法や収集方法、仮置き場の利用方法を定めて市民に広報する。

③処理の実施

市は、速やかに仮置き場を設置し災害時のごみを

改 訂 前	改 訂 後
市は、住民によって集められた仮集積場のごみを管理し、あらかじめ選定した処分場にできるだけすみやかに運び処理する。その際、処理能力を超え、かつ他に手段がない場合は、県の指導を受け、環境への影響が最も少ない場所及び方法により緊急措置を講じる。 また、必要があれば、県、近隣市町、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。 4) 収集運搬体制の構築、適切な仮置き場の確保-----【県】 県は、市に対して必要な情報提供等の協力を行うなどにより、災害時における収集運搬体制の構築や適切な仮置き場の設置等を推進する。 また、県内5地区に分かれ締結している「相互支援」協定に基づく適切な相互支援が図られるよう市町村間の調整を行うとともに、災害廃棄物処理の協力協定締結団体である県産業廃棄物協会と連携し、収集運搬業者や処分先の確保等を支援するなどにより災害廃棄物の円滑な処理を推進する。 (2) し尿処理-----【市(市民部)】 1) し尿処理排出量の推定 市は、倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできるかぎり早急に収集処理を行うことが必要である。このた	適正に管理するとともに、災害時のごみを可能な限り再生利用するため分別を徹底する。 また、収集運搬車両を確保し、災害時のごみの収集運搬を効率的に行う。 4) 県との連携 県は、県内5地区に分かれ締結している「相互支援」協定に基づく適切な相互支援が図られるよう市町村間の調整を行うとともに、災害廃棄物処理の協力協定締結団体である県産業資源循環協会と連携し、収集運搬業者や処分先の確保等を支援する等により災害廃棄物の円滑な処理を推進する。 また、県内の市町村や事業者で災害廃棄物処理に対応しきれない場合、県は、他都道府県との災害時の相互支援協定や、「大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画」に基づき、広域的な処理を実施する。 さらに、県及び市は、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)へ人材・資機材の支援を要請し、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進める。 (2) し尿処理-----【市(市民部)】 1) し尿処理排出量の推計 市は、倒壊家屋、焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできるかぎり早急に収集処理を行うことが必要である。このため、市は各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の

改 訂 前	改 訂 後
め、市は各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、作業計画を策定する。 2) 作業体制の確保 市は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町へ収集、処理の応援要請を行う。 3) 処理対策 【処理対策】 ①状況把握 市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。 ②住民への指導 水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置き、生活水の確保等を指導する。 ③処理の実施 市は、必要に応じて避難所、または地区毎に仮設トイレを設置する。また、必要があれば、県、近隣市町、民間のし尿処理関連業者等に応援を要請する。 4) し尿処理の広域応援態勢	汲み取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、作業計画を策定する。 2) 作業体制の確保 市は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町へ収集、処理の応援要請を行う。 3) 処理対策 ①状況把握 市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。 ②市民への指導 水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置き、生活水の確保等を指導する。 ③処理の実施 市は、必要に応じて避難所、または地区毎に仮設トイレを設置する。また、必要があれば、県、近隣市町、民間のし尿処理関連業者等に応援を要請する。 4) し尿処理の広域応援態勢 市は、一般廃棄物処理事業を行う市町村及び一部事務組合

改 訂 前	改 訂 後
市は、一般廃棄物処理事業を行う市町村及び一部事務組合で構成される「茨城県清掃協議会」の協議等を通して、災害時のし尿処理に関する相互応援協力について推進し、災害時のし尿処理に関する広域連携体制の構築を図る。 2 防疫 (1) 防疫組織の設置-----【市(保健福祉部、市民部)】 市は、それぞれ防疫関係の組織をつくるとともに、必要な教育訓練を行う。 (2) 防疫措置情報の収集・報告----- -----【市(保健福祉部、市民部)、県、医療関連機関】 市は、災害の発生後において、気象庁、警察及び消防等との連絡を取り、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域または場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。 また、医療機関においても、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合または疑いのある場合など、保健所への通報連絡を迅速に行う。 なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にするとともに、避難所感染症サーベイランスシステムを活用し、定期的な状況の把握に努める。 (3) 防疫計画及び対応策-----【市(保健福祉部、市民部)】	で構成される「茨城県清掃協議会」の協議等を通して、災害時のし尿処理に関する相互応援協力について推進し、災害時のし尿処理に関する広域連携体制の構築を図る。 2 防疫 (1) 防疫組織の設置-----【市(市民部、保健福祉部)】 市は、防疫関係の組織をつくるとともに、必要な教育訓練を行う。 (2) 防疫措置情報の収集・報告----- -----【県、市(市民部、保健福祉部)、医療機関】 市は、災害の発生後において、気象庁、警察及び消防等との連絡を取り、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域または場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。 また、医療機関においても、被災者に係る感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合または疑いのある場合など、保健所への通報連絡を迅速に行う。 なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にするとともに、避難所感染症サーベイランスシステムを活用し、定期的な状況の把握に努める。 (3) 防疫計画及び対応策-----【市(市民部、保健福祉部)】 市は、地理的、環境的諸条件や被害の状況などを勘案し、

改 訂 前	改 訂 後
市は、地理的環境的諸条件や被害の状況などを勘案し災害予想図を作成するとともに、できるだけ詳しい防疫計画を樹立しておく。 災害発生後においては、防疫計画に基づき当該災害の被害状況に応じた防疫対応策を講じる。 (4) 消毒薬品・器具機材等の調達----- -----【市(保健福祉部、市民部)、県、薬業団体】 市は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達する。また、必要に応じ、薬業団体及び県、近隣市町などの協力を求める。 (5) 防疫措置等の実施-----【市(保健福祉部、市民部)】 市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく県の指示によるほか、必要な防疫措置等を行うものとする。	災害予想図を作成するとともに、できるだけ詳しい防疫計画を樹立しておく。 災害発生後においては、防疫計画に基づき当該災害の被害状況に応じた防疫対応策を講じる。 (4) 消毒薬品・器具機材等の調達----- -----【県、市(市民部、保健福祉部)、薬業団体】 市は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達する。また、必要に応じ、薬業団体及び県、近隣市町などの協力を求める。 (5) 防疫措置等の実施-----【県、市(市民部、保健福祉部)】 県は、市の実情に応じ、保健所職員をもって組織する防疫班等により、次の事項を行う。 また、被災状況に応じ、自衛隊に対して防疫活動を要請する。 1) 被害状況の調査及び市町村指導 2) 積極的疫学調査 3) 避難所における防疫上必要な設備整備の指導及び被災住宅・仮設住宅住人に対する衛生指導 4) 井戸水の消毒指導 5) その他の防疫措置に必要な事項市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく県の指示によるほか、必要な防疫措置等を行うものとする。

改 訂 前	改 訂 後
(6) 食品衛生指導及び検査の実施-----【市(保健福祉部)、県】 保健所の食品衛生監視員は、被災地の炊き出し場所、避難所及び仮設住宅などにおける食品の衛生指導や弁当調製所及び被災地等における食品営業施設の監視指導を実施するとともに、必要に応じ、弁当等の検査を行う。 なお、衛生指導に当たっては、必要に応じ消毒薬及び衛生手袋の配布を行う。 市は必要に応じてその補佐を務める。 (7) 患者等の措置-----【県、医療関連機関】 被災地において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき就業制限または入院勧告を要する感染症の患者または無症状病原体保有者が発生した場合、同法に基づき適正な措置を講ずるほか、交通途絶等のため感染症指定医療機関へ移送することが困難な場合は、近隣の非被災地内の適当な医療機関に入院させるなどの措置を講ずる。 (8) 予防教育及び広報活動の実施----【市(保健福祉部、市民部)】	市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく県の指示によるほか、必要な防疫措置等を行うものとする。 (6) 食品衛生指導及び検査の実施-----【県、市(保健福祉部)】 保健所の食品衛生監視員は、被災地の炊き出し場所、避難所及び仮設住宅などにおける食品の衛生指導や弁当調製所及び被災地等における食品営業施設の監視指導を実施するとともに、必要に応じ、弁当等の検査を行う。 なお、衛生指導に当たっては、必要に応じ消毒薬及び衛生手袋の配布を行う。 また、市はその補佐を務めるものとする。 (7) 患者等の措置-----【県、医療機関】 県及び医療機関は、被災地において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき就業制限または入院勧告を要する感染症の患者または無症状病原体保有者が発生した場合、同法に基づき適正な措置を講ずるほか、交通途絶等のため感染症指定医療機関へ移送することが困難な場合は、近隣の非被災地内の適当な医療機関に入院させるなどの措置を講ずる。 (8) 予防教育及び広報活動の実施----【市(市民部、保健福祉部)】 市は、平常時から、災害時の感染症や食中毒予防等に関す

改 訂 前	改 訂 後
市は、平常時から、災害時の感染症や食中毒予防等に関する教育を行う。また、災害発生地域や避難所において同様の教育を行うとともにパンフレット、広報車及び報道機関等を活用して広報活動を実施する。 (9) 記録の整備及び状況等の報告-----【市(保健福祉部、市民部)、下妻消防署、下妻警察署、県(保健所)】 市は、警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を管轄保健所長に報告する。 保健所長は市からの報告をとりまとめ、厚生労働省に報告する。なお、報告する内容は次の通りである。 【処理対策】 1) 被害状況 2) 防疫活動状況 3) 防疫活動に必要な物品及び経費 4) 防疫活動の終息と事務処理の結果等 (10) 医療ボランティア-----【市(保健福祉部)、薬剤師会等】 市は必要に応じて薬剤師会等関係団体に医療ボランティアの確保を依頼し、消毒の指導等について協力をあおぐ。	る教育を行う。また、災害発生地域や避難所において同様の教育を行うとともにパンフレット、広報車及び報道機関等を活用して広報活動を実施する。 (9) 記録の整備及び状況等の報告----- -----【県、市(市民部、保健福祉部)、下妻消防署、下妻警察署】 市は、警察、消防等の防災関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を管轄保健所長に報告する。 保健所長は市からの報告をとりまとめ、災害防疫に関する記録を整備するとともに、早急、また必要に応じて逐次、次の事項を県保健福祉部長に報告するものとする。 なお、県は保健所から報告をとりまとめ、県が実施する防疫活動状況とともに厚生労働省に報告する。 【報告事項】 1) 被害状況 2) 防疫活動状況 3) 防疫活動に必要な物品及び経費 4) 防疫活動の終息と事務処理の結果等 (10) 医療ボランティア-----【市(保健福祉部)、医療関係団体】 市は必要に応じて薬剤師会等関係団体に医療ボランティアの確保を依頼し、消毒の指導等について協力をあおぐ。

改 訂 前	改 訂 後
3 障害物の除去 (1) 建築関係障害物の除去-----【市(経済建設部)、県】 市は、災害によって建物またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、被災地における状況を把握し、必要だと認められる場合は除去する。 また、市のみでは処理が困難な場合は、県に対し協力を要請する。 (2) 道路関係障害物の除去-----【市(経済建設部)、道路管理者】 道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。その際、あらかじめ指定された緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換は緊密に行う。	(11) その他-----【県、市(市民部、保健福祉部)、医療機関】 その他、災害防疫の実施に当たっては、災害防疫実施要綱(昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知)より行う。 3 障害物の除去 (1) 建築関係障害物の除去-----【県、市(建設部)】 市は、災害によって建物またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、被災地における状況を把握し、必要だと認められる場合は除去する。 また、市のみでは処理が困難な場合は、県に対し協力を要請する。 県は、市の協力要請を受け、比較的小規模な除去については各土木事務所等において実施し、大規模な除去については建築業協会等の協力を得ながら実施するものとする。 (2) 道路関係障害物の除去-----【市(建設部)、道路管理者】 道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。その際、あらかじめ指定された緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換は緊密に行う。 (3) 河川関係障害物の除去-----【市(建設部)、河川管理者】

改 訂 前	改 訂 後
(3) 河川関係障害物の除去-----【市(経済建設部)、河川管理者】 河川管理者は、所管する河川内の航路等について沈船、漂流物等障害物の状況を把握し、船舶の航行が危険と認められる場合は除去を実施する。	河川管理者は、所管する河川内の航路等について沈船、漂流物等障害物の状況を把握し、船舶の航行が危険と認められる場合は除去を実施する。
第5 行方不明者の搜索 ■ 基本事項 1 趣旨 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を搜索し、または災害の際に死亡した者について死体識別等の処理を行い、かつ死体の埋葬を実施する。 2 留意点 (1) 医師会、歯科医師会等との協力体制 死者が多数発生した場合は、死体の身元確認、検案は救護班のみでは困難となると考えられ、医師会、歯科医師会等の協力を得て、速やかに実施する必要がある。 (2) 周辺自治体との協力 死者が多数発生した場合や火葬場に支障が生じた場合等、市の保有する火葬能力では短期間での火葬が困難となる状況が考えられる。周辺自治体との協力の下、速やかな火葬によ	第5 行方不明者の搜索 ■ 基本事項 1 趣 旨 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される行方不明者等を搜索し、または災害の際に死亡した者について死体識別等の処理を行い、かつ死体の埋葬を実施する。 2 留意事項 (1) 医師会、歯科医師会等との協力体制 死者が多数発生した場合は、死体の身元確認、検案は救護班のみでは困難となると考えられるが、医師会、歯科医師会等の協力を得て、速やかに実施する必要がある。 (2) 周辺自治体との協力 死者が多数発生した場合や火葬場に支障が生じた場合等、市の保有する火葬能力では短期間での火葬が困難となる状況が考えられる。周辺自治体との協力のもと、速やかな火葬に

改 訂 前	改 訂 後
り人心の安定を図る必要がある。 (3) 衛生状態への配慮 死者が多数発生した場合には、身元確認、死亡認定の諸手続、火葬場の手配等にかかなりの時間を要する場合も考えられる。特に夏期は衛生状態を良好に保つため、棺、ドライアイスの準備等を周辺自治体、業者の協力を得て十分に行う必要がある。 (4) 死者の人格の尊重 災害という混乱状況の中でも、死者の人格を尊重し、遺族、親近者の感情に十分配慮した対処をすることが必要である。 3 活動項目 1 行方不明者等の搜索 2 遺体の処理 3 遺体の火葬 ■ 対策 1 行方不明者等の搜索----- -----【市(各部)、下妻消防署、県、自主防災組織等】 市は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等	より人心の安定を図る必要がある。 (3) 衛生状態への配慮 死者が多数発生した場合には、身元確認、死亡認定の諸手続、火葬場の手配等にかかなりの時間を要する場合も考えられる。特に夏期は衛生状態を良好に保つため、棺、ドライアイスの準備等を周辺自治体、業者の協力を得て十分に行う必要がある。 (4) 死者の人格の尊重 災害という混乱状況の中でも、死者の人格を尊重し、遺族、親近者の感情に十分配慮した対処をすることが必要である。 3 対策項目 1 行方不明者等の搜索 2 遺体の処理 3 遺体の火葬 ■ 対 策 1 行方不明者等の搜索----- -----【県、市(各部)、下妻消防署、自主防災組織等】 市は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される行方不明者等を、

改 訂 前	改 訂 後
を、消防機関、消防団員、自主防災組織をはじめとする地元のボランティア等と協力して搜索する。 市だけでは十分な対応ができない場合、県及び周辺市町、自衛隊等に対し応援の要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。応援要請の手続きは第3章第3節を参照のこと。 発見した遺体については、国家公安委員会規則に基づき、県警察が検視等所用の措置を講ずる。 2 遺体の処理 遺体の処理は市が実施するものとする。ただし、災害救助法を適用したときには県及びその委任を受けた市町村が行う。 遺体が多数にのぼる等、市で対応が困難な場合には、県は市からの要請に基づき、周辺市町に応援を要請するものとする。 県内での対応が困難な場合は、県は近県に応援の要請を行うものとする。 また、県が行う遺体の処理は、日本赤十字社茨城県支部と締結した委託契約に基づき、日本赤十字社茨城県支部が組織する救護班及び県が組織する救護班により実施し、必要に応じて国立病院等の医療関係機関の協力を得て実施する。 上記での対応が困難な場合は、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。	消防署、消防団、自主防災組織をはじめとする地元のボランティア等と協力して搜索する。 市だけでは十分な対応ができない場合、県及び周辺市町、自衛隊等に対し応援の要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。応援要請の手続きは、第3章 第3節「応援・派遣」を参照のこと。 発見した遺体については、国家公安委員会規則に基づき、県警察が検視等所要の措置を講ずる。 2 遺体の処理 遺体の処理は市が実施するものとする。ただし、救助法を適用した時には県及びその委任を受けた市町村が行う。 遺体が多数にのぼる等、市で対応が困難な場合には、県は市からの要請に基づき、周辺市町に応援を要請するものとする。 県内での対応が困難な場合は、県は近県に応援の要請を行うものとする。 また、県が行う遺体の処理は、日赤茨城県支部と締結した委託契約に基づき、日赤茨城県支部が組織する救護班及び県が組織する救護班により実施し、必要に応じて国立病院等の医療関係機関の協力を得て実施する。 上記での対応が困難な場合は、国、その他防災関係機関の応援を得て実施するものとする。

改 訂 前	改 訂 後
(1) 遺体の洗浄・縫合・消毒-----【市(市民部)、県(救護班)】 災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、救護班は、人心の安定上、腐敗防止または遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を行い、遺体を一時保存し、身元確認、検案、埋葬に備える。 (2) 検案-----【県(救護班)、医療関連機関】 検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、または、医師の診療中の患者が、最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体について死因その他につき、医学的検査をなすことである。 検案は、救護班により実施する。ただし、遺体が多数の場合等で救護班のみで十分な対応が困難な場合には、一般開業の医師の協力を得て実施する。また、県(保健福祉部)、日赤県支部、関東信越地方医務局等は救護班の検案活動に協力するものとする。 (3) 遺体の収容(安置)、一時保存-----【市(市民部)、県】 検視、検案を終えた遺体は、市の設置する遺体収容所に収容する。 【遺体の収容(安置)、一時保存】 1) 遺体収容所(安置所)の設置	(1) 遺体の洗浄・縫合・消毒-----【県、市(市民部)】 災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、救護班は、人心の安定上、腐敗防止または遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を行い、遺体を一時保存し、身元確認、検案、埋葬に備える。 (2) 検 案-----【県、医療機関】 検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、または、医師の診療中の患者が、最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体について、死因やその他の医学的検査を行うことである。 検案は、救護班により実施する。ただし、遺体が多数の場合等で救護班のみで十分な対応が困難な場合には、一般開業の医師の協力を得て実施する。また、県(保健福祉部)、日赤茨城県支部、関東信越地方医務局等は救護班の検案活動に協力するものとする。 (3) 遺体の収容(安置)、一時保存-----【県、市(市民部)】 検視、検案を終えた遺体は、市の設置する遺体収容所(安置所)に収容する。 1) 遺体収容所(安置所)の設置

改 訂 前	改 訂 後
市は被害地域の周辺の適切な場所(寺院、公共建物、公園等)に遺体の収容所(安置所)を設置する。 被害が集中した場合には遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町は、設置、運営に協力する。 2) 棺の確保 市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。 県は必要に応じ、全国霊柩自動車協会との災害時応援協定に基づき、搬送車両、棺、ドライアイス、遺体収納袋等を確保するとともに、製氷業者等との協力体制の確保に努める。 3) 身元不明遺体の集中安置 市は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を有する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。 4) 身元確認 市は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納官する。また、埋火葬許可証を発行する。	市は被害地域の周辺の適切な場所(寺院、公共建物、公園等)に遺体の収容所(安置所)を設置する。 被害が集中した場合には遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町は、設置、運営に協力する。 2) 棺の確保 市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。 県は必要に応じ、全国霊柩自動車協会との災害時応援協定に基づき、搬送車両、棺、ドライアイス、遺体収納袋等を確保するとともに、製氷業者等との協力体制の確保に努める。 3) 身元不明遺体の集中安置 市は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を有する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。 4) 身元確認 市は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上、納官する。また、埋火葬許可証を発行する。
3 遺体の火葬-----【市(市民部)、県】 遺体を葬る方法は、原則として火葬とし、市が実施する。	3 遺体の火葬-----【県、市(市民部)】 遺体を葬る方法は、原則として火葬とし、市が実施する。

改 訂 前	改 訂 後
ただし、災害救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。 県は火葬場の状況等情報を収集し、市の火葬能力を超える遺体が発生した場合は、周辺市町に対して遺体の火葬受入を要請する。県内の火葬能力を超える場合は、近隣県に応援の要請を行うものとする。 身元の判明しない遺骨は、公営墓地または寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。	ただし、救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。 県は火葬場の状況等情報を収集し、市の火葬能力を超える遺体が発生した場合は、周辺市町に対して遺体の火葬受入を要請する。県内の火葬能力を超える場合は、近隣県に応援の要請を行うものとする。 身元の判明しない遺骨は、公営墓地または寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。